

【表紙】

【提出書類】	公開買付届出書の訂正届出書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2025年3月4日
【届出者の氏名又は名称】	TJ1株式会社
【届出者の住所又は所在地】	東京都千代田区霞が関三丁目2番5号
【最寄りの連絡場所】	東京都千代田区霞が関三丁目2番5号
【電話番号】	03-4563-9300
【事務連絡者氏名】	代表取締役 赤池 敦史
【代理人の氏名又は名称】	該当事項はありません。
【代理人の住所又は所在地】	該当事項はありません。
【最寄りの連絡場所】	該当事項はありません。
【電話番号】	該当事項はありません。
【事務連絡者氏名】	該当事項はありません。
【縦覧に供する場所】	TJ1株式会社 (東京都千代田区霞が関三丁目2番5号) 株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

(注1) 本書中の「公開買付者」とは、TJ1株式会社をいいます。

(注2) 本書中の「対象者」とは、株式会社マクロミルをいいます。

(注3) 本書中の記載において、計数が四捨五入又は切捨てされている場合、合計として記載される数値は必ずしも計数の総和と一致しません。

(注4) 本書中の「法」とは、金融商品取引法(昭和23年法律第25号。その後の改正を含みます。)をいいます。

(注5) 本書中の「令」とは、金融商品取引法施行令(昭和40年政令第321号。その後の改正を含みます。)をいいます。

(注6) 本書中の「府令」とは、発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令(平成2年大蔵省令第38号。その後の改正を含みます。)をいいます。

(注7) 本書中の「株券等」とは、株式及び新株予約権に係る権利をいいます。

(注8) 本書中の記載において、日数又は日時の記載がある場合は、特段の記載がない限り、日本国における日数又は日時を指すものとします。

(注9) 本書中の「営業日」とは、行政機関の休日に関する法律(昭和63年法律第91号。その後の改正を含みます。)第1条第1項各号に掲げる日を除いた日をいいます。

(注10) 本書の提出に係る公開買付け(以下「本公開買付け」といいます。)は、日本で設立された会社である対象者の普通株式(以下「対象者株式」といいます。)及び新株予約権を対象としております。本公開買付けは、日本法で定められた手続及び情報開示基準を遵守して実施されますが、これらの手続及び基準は、米国における手続及び情報開示基準とは必ずしも同じではありません。特に米国1934年証券取引所法(Securities Exchange Act of 1934。その後の改正を含み、以下「米国1934年証券取引所法」といいます。)第13条(e)項又は第14条(d)項及び同条の下で定められた規則は本公開買付けには適用されず、本公開買付けはこれらの手続及び基準に沿ったものではありません。本書及び本書の参照書類に含まれ又は言及されている全ての財務情報は米国の会計基準に基づくものではなく、米国の会計基準に基づいて作成された財務情報と同等又は比較可能であるものとは限りません。また、公開買付者は米国外で設立された法人であり、その役員の一部又は全部は米国居住者ではないため、米国の証券関連法に基づき発生する権利又は要求を行使することが困難となる可能性があります。米国の証券関連法の違反を根拠として、米国外の法人及びその役員に対して、米国外の裁判所において法的手続を取ることができない可能性があります。加えて、米国外の法人並びに当該法人の子会社及び関連者(affiliate)に米国の裁判所の管轄が認められるとは限りません。

- (注11) 本公開買付けに関する全ての手続は、特段の記載がない限り、全て日本語において行われるものとします。本公開買付けに関する書類の全部又は一部については英語で作成されますが、当該英語の書類と日本語の書類との間に齟齬が存した場合には、日本語の書類が優先するものとします。
- (注12) 本書には、米国1933年証券法(Securities Act of 1933。その後の改正を含みます。)第27 A条及び米国1934年証券取引所法第21 E条で定義された「将来に関する記述」(forward-looking statements)が含まれています。既知若しくは未知のリスク、不確実性又はその他の要因により、実際の結果が「将来に関する記述」として明示的又は黙示的に示された予測等と大きく異なることがあります。公開買付者又はその関連者(affiliate)は、「将来に関する記述」として明示的又は黙示的に示された予測等が結果的に正しくなることをお約束することはできません。本書中の「将来に関する記述」は、本書提出日時時点で公開買付者が有する情報を基に作成されたものであり、法令又は金融商品取引所規則で義務付けられている場合を除き、公開買付者又はその関連者は、将来の事象や状況を反映するために、その記述を更新したり修正したりする義務を負うものではありません。
- (注13) 公開買付者及びその関連者(対象者を含みます。)並びにそれらの各ファイナンシャル・アドバイザー並びに公開買付代理人(これらの関連者を含みます。)は、それらの通常の業務の範囲において、日本の金融商品取引関連法制上許容される範囲で、米国1934年証券取引所法規則第14e-5条(b)の要件に従い、対象者株式を自己又は顧客の勘定で本公開買付けの開始前、又は本公開買付けの買付け等の期間(以下「公開買付期間」といいます。)中に本公開買付けによらず買付け等又はそれに向けた行為を行う可能性があります。そのような買付け等に関する情報が日本で開示された場合には、当該買付けを行った者が、そのウェブサイト上で英語で開示します。

1 【公開買付届出書の訂正届出書の提出理由】

2024年11月15日付で提出した公開買付届出書(2024年12月26日付、2025年1月17日付、2025年2月3日付及び2025年2月17日付で提出した公開買付届出書の訂正届出書により訂正された事項を含みます。以下同じです。)につきまして、公開買付者が、2025年3月4日付で、Grantham, Mayo, Van Otterloo & Co. LLCとの間で応募契約を締結したこと、並びに本公開買付けにおける対象者株式1株当たりの買付け等の価格(以下「本公開買付価格」といいます。)及び本公開買付けにおける2015年9月30日開催の対象者取締役会の決議に基づき発行された第4回新株予約権1個当たりの買付け等の価格(以下「本新株予約権買付価格」といいます。)を変更したことに伴い、記載事項及び添付書類である2024年11月15日付公開買付開始公告(2024年12月26日付、2025年1月17日付、2025年2月3日付及び2025年2月17日付で提出した公開買付届出書の訂正届出書により訂正された事項を含みます。以下同じです。)の一部に訂正すべき事由(公開買付期間を、2025年2月17日付で提出した公開買付届出書の訂正届出書による延長後の公開買付期間の末日である2025年3月4日から、本書提出日である2025年3月4日から起算して10営業日を経過した日に当たる2025年3月18日まで延長する旨の訂正を含みます。)が生じたので、これを訂正するため、法第27条の8第2項の規定に基づき、公開買付届出書の訂正届出書を提出するものです。

2 【訂正事項】

I 公開買付届出書

第1 公開買付要項

3 買付け等の目的

(1) 本公開買付けの概要

(2) 本公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程、並びに本公開買付け後の経営方針

① 公開買付者が本公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程

② 対象者が本公開買付けに賛同するに至った意思決定の過程及び理由

(iii)判断内容

(3) 本公開買付価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等、本公開買付けの公正性を担保するための措置

③ 対象者における独立した特別委員会の設置及び答申書の取得

④ 対象者における利害関係を有しない取締役全員の承認

⑥ 本公開買付けの公正性を担保する客観的状況の確保

⑦ マジョリティ・オブ・マイノリティ(Majority of Minority)条件を満たす下限の設定

(4) 本公開買付け後の組織再編等の方針(いわゆる二段階買収に関する事項)

② 株式併合

(6) 本公開買付けに係る重要な合意に関する事項

4 買付け等の期間、買付け等の価格及び買付予定の株券等の数

(1) 買付け等の期間

① 届出当初の期間

(2) 買付け等の価格

5 買付け等を行った後における株券等所有割合

8 買付け等に要する資金

(1) 買付け等に要する資金等

(2) 買付け等に要する資金に充当しうる預金又は借入金等

④ その他資金調達方法

⑤ 買付け等に要する資金に充当しうる預金又は借入金等の合計

10 決済の方法

(2) 決済の開始日

第2 公開買付者の状況

1 会社の場合

(1) 会社の概要

③ 資本金の額及び発行済株式の総数

第3 公開買付者及びその特別関係者による株券等の所有状況及び取引状況

1 株券等の所有状況

(1) 公開買付者及び特別関係者による株券等の所有状況の合計

(3) 特別関係者による株券等の所有状況(特別関係者合計)

(4) 特別関係者による株券等の所有状況(特別関係者ごとの内訳)

3 当該株券等に関して締結されている重要な契約

第4 公開買付者と対象者との取引等

2 公開買付者と対象者又はその役員との間の合意の有無及び内容

(1) 公開買付者と対象者との間の合意の有無及び内容

II 公開買付届出書の添付書類

3 【訂正前の内容及び訂正後の内容】

訂正箇所には下線を付しております。

I 公開買付届出書

第1 【公開買付要項】

3 【買付け等の目的】

(1) 本公開買付けの概要

(訂正前)

<前略>

なお、公開買付者としては、本買付価格変更前の本公開買付価格(1,150円)は、対象者及び本特別委員会との間の複数回にわたる協議・交渉を経て合意した公正・妥当な価格であると考えていたことに加えて、本買付価格変更によりさらに対象者の株主及び本新株予約権者に有利な価格となっていることから、公開買付者は、本買付価格変更後の本公開買付価格(1,250円)及び本新株予約権買付価格(70,000円)を最終的なものとし、今後、本公開買付価格及び本新株予約権買付価格を変更しないことの決定をしております。

<中略>

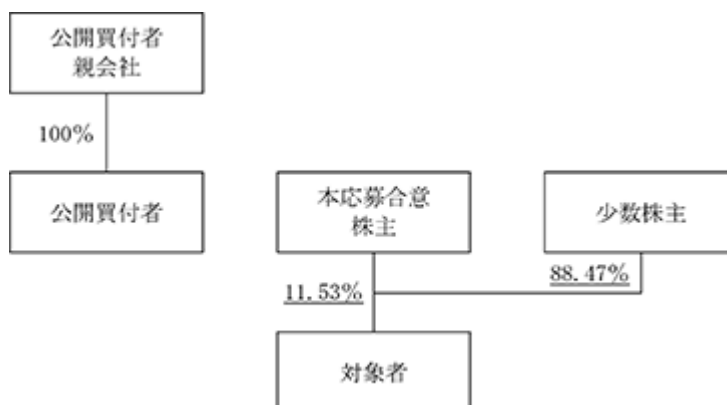
また、公開買付者は、本公開買付けの応募状況に鑑み、その成立可能性を高めるため、対象者の株主であるOasis Investments II Master Fund Ltd.(2025年2月17日現在における所有株式数：823,150株、所有割合：2.11%)、Oasis Japan Strategic Fund Ltd.(2025年2月17日現在における所有株式数：1,119,484株、所有割合：2.87%)及びOasis Japan Strategic Fund Y Ltd.(2025年2月17日現在における所有株式数：1,349,966株、所有割合：3.47%)(以下、総称して「オアシスグループ」といいます。)並びにWill Field Capital Pte. Ltd.(2025年2月17日現在における所有株式数：1,198,400株、所有割合：3.08%)(これらを総称して、以下「本応募合意株主」といいます。)との間で、2025年2月17日付で、(i)各本応募合意株主が同日時点でその所有する対象者株式の全て(所有株式数の合計：4,491,000株、所有割合の合計：11.53%)を本公開買付けに応募すること、及び(ii)本公開買付けの成立を条件として、各本応募合意株主が、ジャージー法に基づき新たに設立され、かつ公開買付者親会社の完全親会社であるTJ Midco Holding Limitedに対して出資する予定のリミテッド・パートナーシップ(以下「本再出資先」といいます。)に対して、本再出資先を通じたTJ Midco Holding Limitedへの出資割合が各本応募合意株主の対象者株式の所有割合(Oasis Investments II Master Fund Ltd.については2.11%、Oasis Japan Strategic Fund Ltd.については2.87%、Oasis Japan Strategic Fund Y Ltd.については3.47%、Will Field Capital Pte. Ltd.については3.08%)となる割合を基準として別途合意される割合で持分出資(以下「本再出資」といいます。)を行うことを内容とする公開買付応募契約(以下「本応募契約」といいます。)をそれぞれ締結いたしました。また、公開買付者は、公開買付期間を2024年11月15日から2025年2月17日まで(60営業日)と定めておりましたが、本応募契約を締結したことに伴う本書の訂正届出書の提出により、法令に基づき、公開買付期間を当該訂正届出書の提出日である2025年2月17日から起算して10営業日を経過した日に当たる2025年3月4日まで延長することといたしました。本応募契約の詳細につきましては、下記「(6)本公開買付けに係る重要な合意に関する事項」をご参照ください。

本再出資により本応募合意株主が取得する本再出資先の持分の1単位当たりの発行価額を決定する前提となる対象者株式の評価は、公開買付価格の均一性(法第27条の2第3項)の趣旨に抵触しないよう、本公開買付価格と同一の価格と実質的に同額にする予定です。なお、本応募合意株主から本再出資を受ける理由は、下記「(2) 本公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程、並びに本公開買付け後の経営方針」の「④公開買付者が本公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程」に記載のとおり、Will Field Capital Pte. Ltd.については、中長期的に対象者株式を所有しており、CVCとして非公開化後においても企業価値向上に向けた助言を受けることができる可能性を考慮したものであり、オアシスグループについては、投資先企業に対する経営方針等に関する提言を通じた当該企業の企業価値向上に関する知見を有しているため、CVCとして当該知見に基づき非公開化後の対象者の企業価値向上に向けた助言を受けることができる可能性を考慮したものです。このように、本応募合意株主による本再出資は、本応募合意株主による本公開買付けへの応募の可否とは独立して検討されたものであることから、公開買付価格の均一性(法第27条の2第3項)の趣旨に抵触するものではないと考えております。なお、オアシスグループは、本再出資に伴い、本取引実施後の対象者の取締役1名を指名することを予定しております。

現在、想定されている一連の取引を図示すると大要以下のとおりです。

I. 本公開買付けの実施前

2025年2月17日時点において、本応募合意株主が対象者株式4,491,000株（所有割合：11.53%）、少数株主が残りの34,467,165株（所有割合：88.47%）を所有。



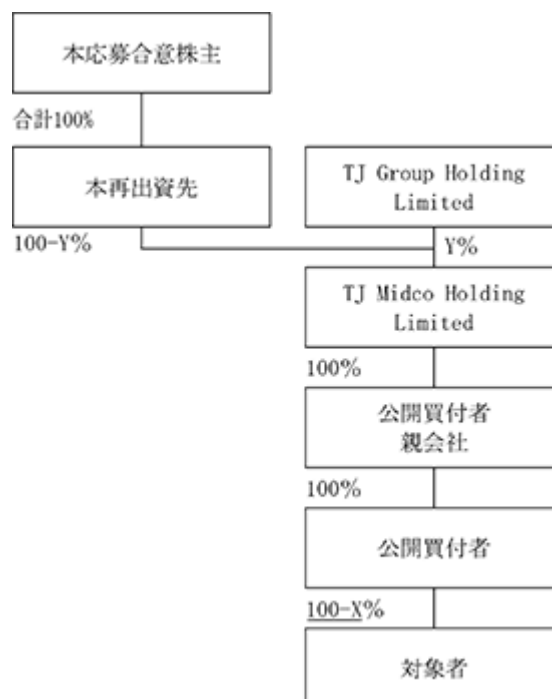
<中略>

III. 本公開買付けの実施後

<中略>

② 本スクイーズアウト手続

公開買付者は、本公開買付けにおいて、対象者株式(ただし、本新株予約権の行使により交付される対象者株式を含み、対象者が所有する自己株式を除きます。)の全てを取得できなかった場合には、本公開買付けの成立後、対象者に対して本スクイーズアウト手続の実行を要請し、対象者の株主を公開買付者のみとするための一連の手続を実施。



(訂正後)

＜前略＞

なお、公開買付者としては、本買付価格変更前の本公開買付価格(1,150円)は、対象者及び本特別委員会との間の複数回にわたる協議・交渉を経て合意した公正・妥当な価格であると考えていたことに加えて、本買付価格変更によりさらに対象者の株主及び本新株予約権者に有利な価格となっていることから、公開買付者は、本買付価格変更後の本公開買付価格(1,250円)及び本新株予約権買付価格(70,000円)を最終的なものとし、今後、本公開買付価格及び本新株予約権買付価格を変更しないことの決定をした旨を公表いたしました。

本買付価格変更を決定した後、対象者の筆頭株主であるトライヴィスタ・キャピタル株式会社(以下「トライヴィスタ」といいます。)は、同社が公表した2025年1月21日付「CVCによる株式会社マクロミルの株券等に対する公開買付けに関して」と題するプレスリリース(以下「1月21日付プレスリリース」といいます。)において、同日時点の本公開買付価格(1株あたり1,250円)に賛同せず、本公開買付けに対して、同社が保有する対象者株式(所有株式数：7,104,900株、所有割合：18.24%)の応募を見合わせる方針である旨、及び同日時点の本公開買付価格(1株あたり1,250円)は、依然として対象者の本源的価値を下回るものであり、対象者の株主共同の利益に資さないものである旨を公表しております。公開買付者は、1月21日付プレスリリースの公表を受けて、引き続き対象者の株主の皆様による本公開買付けへの応募状況及び今後の応募の見通しを注視しつつ、どのような対応を行うべきか検討して参りました。公開買付者としては、仮に本公開買付けが不成立となれば、対象者の株主が、本公開買付け開始前の対象者株式の市場価格にプレミアムの付された本公開買付価格での売却機会を失うこととなり、対象者の株主の共同の利益に資さない結果となるものと考えております。また、下記「(2) 本公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程、並びに本公開買付け後の経営方針」の「① 公開買付者が本公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程」及び「③ 本公開買付け後の経営方針」に記載の各施策を早期に実施することが対象者の企業価値向上の観点から重要であると考えており、本公開買付けの成立の時期が遅延することは対象者の事業運営にネガティブな影響を生じさせかねないと考えております。公開買付者は、本買付価格変更前の本公開買付価格(1株あたり1,150円)は、対象者及び本特別委員会との間の複数回にわたる協議・交渉を経て合意した公正・妥当な価格であると考えていたことに加えて、本買付価格変更により本公開買付価格を1,250円に引き上げており、対象者の株主の皆様にとって魅力的な提案であると考えておりますが、上記のトライヴィスタによる指摘も踏まえて、対象者の株主の皆様第2回本買付価格変更(以下に定義します。)前の本公開買付価格より高い金額での売却機会を提供することにより、早期に本公開買付けを成立させることが対象者の企業価値の向上及び株主共同の利益に資すると考え、2025年3月4日付で、本公開買付価格を1,250円から1,275円とし、併せて本新株予約権買付価格を変更後の本公開買付価格である1,275円と本新株予約権の対象者株式1株当たりの行使価額である550円との差額に本新株予約権1個の目的となる対象者株式の数乗じた金額である72,500円とすること(以下「第2回本買付価格変更」といいます。)を決定いたしました。また、公開買付者は、公開買付期間を2024年11月15日から2025年3月4日まで(70営業日)と定めておりましたが、第2回本買付価格変更を決定したことに伴う本書の訂正届出書の提出により、法令に基づき、公開買付期間を当該訂正届出書の提出日である2025年3月4日から起算して10営業日を経過した日に当たる2025年3月18日まで延長することいたしました。

また、対象者が2025年3月4日付で公表した「(変更)「TJ1株式会社による当社株式等に対する公開買付けに関する賛同の意見表明及び応募推奨のお知らせ」の一部変更について」(以下「2025年3月4日付対象者プレスリリース」といいます。)によれば、対象者は、2025年3月4日開催の取締役会において、下記「(2) 本公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程、並びに本公開買付け後の経営方針」の「② 対象者が本公開買付けに賛同するに至った意思決定の過程及び理由」に記載の根拠及び理由に基づき、本公開買付けへの賛同の意見を表明するとともに、対象者の株主及び本新株予約権者の皆様に対して、本公開買付けへの応募を推奨する旨の意見を維持することを決議したとのことです。これらの詳細については、2025年3月4日付対象者プレスリリース及び下記「(3) 本公開買付価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等、本公開買付けの公正性を担保するための措置」の「④ 対象者における利害関係を有しない取締役全員の承認」をご参照ください。

＜中略＞

また、公開買付者は、本公開買付けの応募状況に鑑み、その成立可能性を高めるため、対象者の株主であるOasis Investments II Master Fund Ltd.(2025年2月17日現在における所有株式数：823,150株、所有割合：2.11%)、Oasis Japan Strategic Fund Ltd.(2025年2月17日現在における所有株式数：1,119,484株、所有割合：2.87%)及

びOasis Japan Strategic Fund Y Ltd.(2025年2月17日現在における所有株式数：1,349,966株、所有割合：3.47%)(以下、総称して「オアシスグループ」といいます。)並びにWill Field Capital Pte. Ltd.(2025年2月17日現在における所有株式数：1,198,400株、所有割合：3.08%)(これらを総称して、以下「本応募合意株主(2025年2月17日)」)といっています。)との間で、2025年2月17日付で、(i)各本応募合意株主(2025年2月17日)が同日時点でその所有する対象者株式の全て(所有株式数の合計：4,491,000株、所有割合の合計：11.53%)を本公開買付けに応募すること、及び(ii)本公開買付けの成立を条件として、各本応募合意株主(2025年2月17日)が、ジャージー法に基づき新たに設立され、かつ公開買付者親会社の完全親会社であるTJ Midco Holding Limitedに対して出資する予定のリミテッド・パートナーシップ(以下「本再出資先」といいます。)に対して、本再出資先を通じたTJ Midco Holding Limitedへの出資割合が各本応募合意株主(2025年2月17日)の対象者株式の所有割合(Oasis Investments II Master Fund Ltd.については2.11%、Oasis Japan Strategic Fund Ltd.については2.87%、Oasis Japan Strategic Fund Y Ltd.については3.47%、Will Field Capital Pte. Ltd.については3.08%)となる割合を基準として別途合意される割合で持分出資(以下「本再出資(本応募合意株主(2025年2月17日))」)といっています。)を行うことを内容とする公開買付応募契約(以下「本応募契約(2025年2月17日)」)といっています。)をそれぞれ締結いたしました。また、公開買付者は、公開買付期間を2024年11月15日から2025年2月17日まで(60営業日)と定めておりましたが、本応募契約(2025年2月17日)を締結したことに伴う本書の訂正届出書の提出により、法令に基づき、公開買付期間を当該訂正届出書の提出日である2025年2月17日から起算して10営業日を経過した日に当たる2025年3月4日まで延長することといたしました。本応募契約(2025年2月17日)の詳細につきましては、下記「(6)本公開買付けに係る重要な合意に関する事項」をご参照ください。

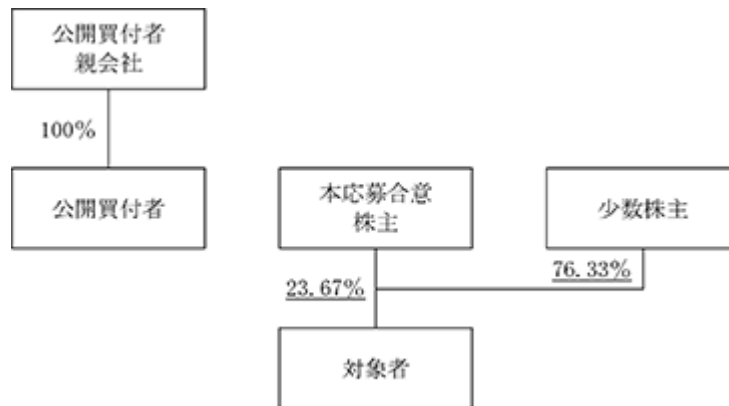
さらに、公開買付者は、本公開買付けの応募状況に鑑み、その成立可能性を高めるため、Grantham, Mayo, Van Otterloo & Co. LLC(2025年3月4日現在における所有株式数：4,730,000株、所有割合：12.14%)(以下「GMO」といいます。)(以下、本応募合意株主(2025年2月17日)及びGMOを総称して「本応募合意株主」といいます。))との間で、2025年3月4日付で、(i)GMOが同日時点でその所有する対象者株式の全て(所有株式数：4,730,000株、所有割合：12.14%)を本公開買付けに応募すること、及び(ii)本公開買付けの成立を条件として、GMOが、GMOの関連事業体を通じて、本再出資先に対して、本再出資先を通じたTJ Midco Holding Limitedへの出資割合が原則として18%から19%までの範囲のいずれかとなる割合で持分出資(以下「本再出資(GMO)」)といっています。)(以下、本再出資(本応募合意株主(2025年2月17日))及び本再出資(GMO)を総称して「本再出資」といいます。))を行うことを内容とする公開買付応募契約(以下「本応募契約(GMO)」)といっています。)を締結いたしました。本応募契約(GMO)の詳細につきましては、下記「(6)本公開買付けに係る重要な合意に関する事項」をご参照ください。

本再出資により本応募合意株主が取得する本再出資先の持分の1単位当たりの発行価額を決定する前提となる対象者株式の評価は、公開買付価格の均一性(法第27条の2第3項)の趣旨に抵触しないよう、本公開買付価格と同一の価格と実質的に同額にする予定です。なお、本応募合意株主から本再出資を受ける理由は、下記「(2)本公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程、並びに本公開買付け後の経営方針」の「①公開買付者が本公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程」に記載のとおり、Will Field Capital Pte. Ltd.については、中長期的に対象者株式を所有しており、CVCとして非公開化後においても企業価値向上に向けた助言を受けることができる可能性を考慮したものであり、オアシスグループについては、投資先企業に対する経営方針等に関する提言を通じた当該企業の企業価値向上に関する知見を有しているため、CVCとして当該知見に基づき非公開化後の対象者の企業価値向上に向けた助言を受けることができる可能性を考慮したものであり、また、GMOについては、中長期的に対象者株式を所有しており、かつ投資先企業に対する経営方針等に関する提言を通じた当該企業の企業価値向上に関する知見を有しているため、CVCとして上記のいずれもの可能性を考慮したものです。このように、本応募合意株主による本再出資は、本応募合意株主による本公開買付けへの応募の可否とは独立して検討されたものであることから、公開買付価格の均一性(法第27条の2第3項)の趣旨に抵触するものではないと考えております。なお、オアシスグループ及びGMOは、本再出資に伴い、本取引実施後の対象者の取締役1名をそれぞれ指名することを予定しております。

現在、想定されている一連の取引を図示すると大要以下のとおりです。

I. 本公開買付けの実施前

2025年3月4日時点において、本応募合意株主が対象者株式9,221,000株(所有割合：23.67%)、少数株主が残りの29,737,165株(所有割合：76.33%)を所有。



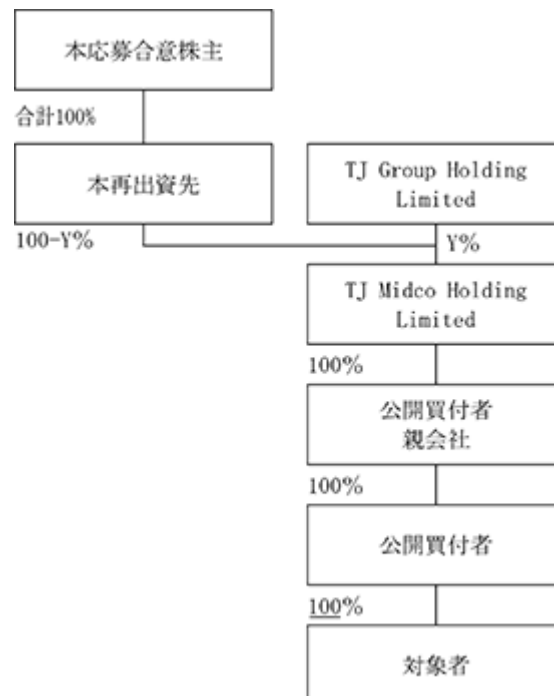
<中略>

III. 本公開買付けの実施後

<中略>

② 本スクイーズアウト手続

公開買付者は、本公開買付けにおいて、対象者株式(ただし、本新株予約権の行使により交付される対象者株式を含み、対象者が所有する自己株式を除きます。)の全てを取得できなかった場合には、本公開買付けの成立後、対象者に対して本スクイーズアウト手続の実行を要請し、対象者の株主を公開買付者のみとするための一連の手続を実施。



(2) 本公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程、並びに本公開買付け後の経営方針

① 公開買付者が本公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程

(訂正前)

<前略>

なお、公開買付者としては、本買付価格変更前の本公開買付価格(1,150円)は、対象者及び本特別委員会との間の複数回にわたる協議・交渉を経て合意した公正・妥当な価格であると考えていたことに加えて、本買付価格変更によりさらに対象者の株主及び本新株予約権者に有利な価格となっていることから、公開買付者は、本買付価格変更後の本公開買付価格(1,250円)及び本新株予約権買付価格(70,000円)を最終的なものとし、今後、本公開買付価格及び本新株予約権買付価格を変更しないことの決定をしております。

その後、公開買付者は、本公開買付けの応募状況に鑑み、その成立可能性を高めるため、2024年12月中旬に、各本応募合意株主との間で、本公開買付けへの応募に向けた協議を開始しました。かかる協議を経て、公開買付者は、2025年2月17日、各本応募合意株主より、各本応募合意株主が2025年2月17日時点で所有する対象者株式の全て(所有株式数の合計：4,491,000株、所有割合の合計：11.53%)を本公開買付けに応募する旨の意向を確認しました。また、公開買付者は、Will Field Capital Pte. Ltd.については、中長期的に対象者株式を所有しており、CVCとして非公開化後においても企業価値向上に向けた助言を受けることができる可能性を考慮し、オアシスグループについては、投資先企業に対する経営方針等に関する提言を通じた当該企業の企業価値向上に関する知見を有しているため、CVCとして当該知見に基づき非公開化後の対象者の企業価値向上に向けた助言を受けることができる可能性を考慮し、本再出資を行うことが非公開化後の対象者の企業価値向上につながり得ると考えたことから、本再出資についても本応募合意株主と協議を行いました。かかる協議を経て、公開買付者は、2025年2月17日付で、(i)各本応募合意株主が同日時点でその所有する対象者株式の全て(所有株式数の合計：4,491,000株、所有割合の合計：11.53%)を本公開買付けに応募すること、及び(ii)本公開買付けの成立を条件として、各本応募合意株主が本再出資を行うことを内容とする本応募契約をそれぞれ締結いたしました。また、公開買付者は、公開買付期間を2024年11月15日から2025年2月17日まで(60営業日)と定めておりましたが、本応募契約を締結したことに伴う本書の訂正届出書の提出により、法令に基づき、公開買付期間を当該訂正届出書の提出日である2025年2月17日から起算して10営業日を経過した日に当たる2025年3月4日まで延長することといたしました。

(訂正後)

<前略>

なお、公開買付者としては、本買付価格変更前の本公開買付価格(1,150円)は、対象者及び本特別委員会との間の複数回にわたる協議・交渉を経て合意した公正・妥当な価格であると考えていたことに加えて、本買付価格変更によりさらに対象者の株主及び本新株予約権者に有利な価格となっていることから、公開買付者は、本買付価格変更後の本公開買付価格(1,250円)及び本新株予約権買付価格(70,000円)を最終的なものとし、今後、本公開買付価格及び本新株予約権買付価格を変更しないことの決定をした旨を公表いたしました。

本買付価格変更を決定した後、対象者の筆頭株主であるトライヴィスタは、1月21日付プレスリリースにおいて、2025年1月21日時点の本公開買付価格(1株あたり1,250円)に賛同せず、本公開買付けに対して、同社が保有する対象者株式(所有株式数：7,104,900株、所有割合：18.24%)の応募を見合わせる方針である旨、及び同日時点の本公開買付価格(1株あたり1,250円)は、依然として対象者の本源的価値を下回るものであり、対象者の株主共同の利益に資さないものである旨を公表しております。公開買付者は、1月21日付プレスリリースの公表を受けて、引き続き対象者の株主の皆様による本公開買付けへの応募状況及び今後の応募の見通しを注視しつつ、どのような対応を行うべきか検討して参りました。公開買付者としては、仮に本公開買付けが不成立となれば、対象者の株主が、本公開買付け開始前の対象者株式の市場価格にプレミアムの付された本公開買付価格での売却機会を失うこととなり、対象者の株主の共同の利益に資さない結果となるものと考えております。また、本「① 公開買付者が本公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程」及び下記「③ 本公開買付け後の経営方針」に記載の各施策を早期に実施することが対象者の企業価値向上の観点から重要であると考えており、本公開買付けの成立の時期が遅延することは対象者の事業運営にネガティブな影響を生じさせかねないと考えております。公開買付者は、本買付価格変更前の本公開買付価格(1株あたり1,150円)は、対象者及び本特別委員会との間の複数回にわたる協議・交渉を経て合意した公正・妥当な価格であると考えていたことに加え

て、本買付価格変更により本公開買付価格を1,250円に引き上げており、対象者の株主の皆様にとって魅力的な提案であると考えておりますが、上記のトライヴィスタによる指摘も踏まえて、対象者の株主の皆様は第2回本買付価格変更前の本公開買付価格より高い金額での売却機会を提供することにより、早期に本公開買付けを成立させることが対象者の企業価値の向上及び株主共同の利益に資すると考え、2025年3月4日付で、第2回本買付価格変更を決定いたしました。また、公開買付者は、公開買付期間を2024年11月15日から2025年3月4日まで(70営業日)と定めておりましたが、第2回本買付価格変更を決定したことに伴う本書の訂正届出書の提出により、法令に基づき、公開買付期間を当該訂正届出書の提出日である2025年3月4日から起算して10営業日を経過した日に当たる2025年3月18日まで延長することといたしました。第2回本買付価格変更後の本公開買付価格(1,275円)は、本公開買付けの公表日である2024年11月14日の前営業日である2024年11月13日の東京証券取引所プライム市場における対象者株式の終値806円に対して58.19%、同日までの直近1か月間の終値単純平均値807円に対して57.99%、同日までの直近3か月間の終値単純平均値802円に対して58.98%、同日までの直近6か月間の終値単純平均値825円に対して54.55%のプレミアムを付した価格となっていることを踏まえると、公開買付者としては、第2回本買付価格変更後の本公開買付価格(1,275円)は、対象者株式の合理的な売却の機会を対象者の株主の皆様に対して提供するものであると考えております。

その後、公開買付者は、本公開買付けの応募状況に鑑み、その成立可能性を高めるため、2024年12月中旬に、各本応募合意株主(2025年2月17日)との間で、本公開買付けへの応募に向けた協議を開始しました。かかる協議を経て、公開買付者は、2025年2月17日、各本応募合意株主(2025年2月17日)より、各本応募合意株主(2025年2月17日)が2025年2月17日時点で所有する対象者株式の全て(所有株式数の合計：4,491,000株、所有割合の合計：11.53%)を本公開買付けに応募する旨の意向を確認しました。また、公開買付者は、Will Field Capital Pte. Ltd.については、中長期的に対象者株式を所有しており、CVCとして非公開化後においても企業価値向上に向けた助言を受けることができる可能性を考慮し、オアシスグループについては、投資先企業に対する経営方針等に関する提言を通じた当該企業の企業価値向上に関する知見を有しているため、CVCとして当該知見に基づき非公開化後の対象者の企業価値向上に向けた助言を受けることができる可能性を考慮し、本再出資(本応募合意株主(2025年2月17日))を行うことが非公開化後の対象者の企業価値向上につながり得ると考えたことから、本再出資(本応募合意株主(2025年2月17日))についても本応募合意株主(2025年2月17日)と協議を行いました。かかる協議を経て、公開買付者は、2025年2月17日付で、(i)各本応募合意株主(2025年2月17日)が同日時点でその所有する対象者株式の全て(所有株式数の合計：4,491,000株、所有割合の合計：11.53%)を本公開買付けに応募すること、及び(ii)本公開買付けの成立を条件として、各本応募合意株主(2025年2月17日)が本再出資(本応募合意株主(2025年2月17日))を行うことを内容とする本応募契約(2025年2月17日)をそれぞれ締結いたしました。また、公開買付者は、公開買付期間を2024年11月15日から2025年2月17日まで(60営業日)と定めておりましたが、本応募契約(2025年2月17日)を締結したことに伴う本書の訂正届出書の提出により、法令に基づき、公開買付期間を当該訂正届出書の提出日である2025年2月17日から起算して10営業日を経過した日に当たる2025年3月4日まで延長することといたしました。

また、公開買付者は、本公開買付けの応募状況に鑑み、その成立可能性を高めるため、2024年12月中旬に、GMOとの間で、本公開買付けへの応募に向けた協議を開始しました。かかる協議を経て、公開買付者は、2025年3月4日、GMOより、GMOが2025年3月4日時点で所有する対象者株式の全て(所有株式数の合計：4,730,000株、所有割合の合計：12.14%)を本公開買付けに応募する旨の意向を確認しました。また、公開買付者は、GMOが、中長期的に対象者株式を所有しており、かつ投資先企業に対する経営方針等に関する提言を通じた当該企業の企業価値向上に関する知見を有しているため、CVCとして上記のいずれもの可能性を考慮し、本再出資(GMO)を行うことが非公開化後の対象者の企業価値向上につながり得ると考えたことから、本再出資(GMO)についてもGMOと協議を行いました。かかる協議を経て、公開買付者は、2025年3月4日付で、(i)GMOが同日時点でその所有する対象者株式の全て(所有株式数：4,730,000株、所有割合：12.14%)を本公開買付けに応募すること、及び(ii)本公開買付けの成立を条件として、GMOがGMOの関連事業体を通じて本再出資(GMO)を行うことを内容とする本応募契約(GMO)を締結いたしました。

② 対象者が本公開買付けに賛同するに至った意思決定の過程及び理由

(iii)判断内容

(訂正前)

<前略>

対象者は、公開買付者による本買付価格変更について慎重に協議・検討を行い、本買付価格変更に関する本特別委員会の意見等を踏まえ、(i)本買付価格変更を前提としても、本取引は、短期的な業績変動にとらわれることなく、中長期的な視点で経営課題に機動的かつ柔軟に取り組み、CVCの豊富な実績及び知見・ネットワークを最大限活用することで、対象者グループの持続的な成長の実現、及び対象者グループの中長期的な企業価値の向上の実現可能性を高めていくための合理的な選択肢であることに変わりはなく、(ii)本買付価格変更に係る本公開買付価格1,250円については、三菱UFJモルガン・スタンレー証券より、2024年11月14日付で本株式価値算定書を取得して以降、その前提とした対象者の事業の現状及び将来の見通し等の状況に重大な変更がない中で、本買付価格変更に係る本公開買付価格は、本株式価値算定書におけるDCF分析により算定された対象者株式の1株当たり株式価値のレンジの中央値近傍の価格であること等から、本買付価格変更は、合理的な目的のもと、少数株主の利益に配慮した形でなされるものであり、本買付価格変更により本公開買付けの成立確度を高めることは、対象者の企業価値の向上に資すると認められる本取引の実現可能性を高めるとともに、少数株主に適切な売却機会を与える観点で望ましいと考えられると判断したとのことです。そこで、対象者は、2025年1月17日開催の取締役会において、本買付価格変更を踏まえても、本公開買付けへの賛同の意見を表明するとともに、対象者の株主及び本新株予約権者の皆様に対して、本公開買付けへの応募を推奨する旨の意見を維持することを決議したとのことです。

上記2024年11月14日付及び2025年1月17日開催の各取締役会における決議の方法については、下記「(3)本公開買付価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等、本公開買付けの公正性を担保するための措置」の「④ 対象者における利害関係を有しない取締役全員の承認」をご参照ください。

(訂正後)

<前略>

対象者は、公開買付者による本買付価格変更について慎重に協議・検討を行い、本買付価格変更に関する本特別委員会の意見等を踏まえ、(i)本買付価格変更を前提としても、本取引は、短期的な業績変動にとらわれることなく、中長期的な視点で経営課題に機動的かつ柔軟に取り組み、CVCの豊富な実績及び知見・ネットワークを最大限活用することで、対象者グループの持続的な成長の実現、及び対象者グループの中長期的な企業価値の向上の実現可能性を高めていくための合理的な選択肢であることに変わりはなく、(ii)本買付価格変更に係る本公開買付価格1,250円については、三菱UFJモルガン・スタンレー証券より、2024年11月14日付で本株式価値算定書を取得して以降、その前提とした対象者の事業の現状及び将来の見通し等の状況に重大な変更がない中で、本買付価格変更に係る本公開買付価格は、本株式価値算定書におけるDCF分析により算定された対象者株式の1株当たり株式価値のレンジの中央値近傍の価格であること等から、本買付価格変更は、合理的な目的のもと、少数株主の利益に配慮した形でなされるものであり、本買付価格変更により本公開買付けの成立確度を高めることは、対象者の企業価値の向上に資すると認められる本取引の実現可能性を高めるとともに、少数株主に適切な売却機会を与える観点で望ましいと考えられると判断したとのことです。そこで、対象者は、2025年1月17日開催の取締役会において、本買付価格変更を踏まえても、本公開買付けへの賛同の意見を表明するとともに、対象者の株主及び本新株予約権者の皆様に対して、本公開買付けへの応募を推奨する旨の意見を維持することを決議したとのことです。

その後、対象者は、2025年2月17日付で、公開買付者より、本公開買付けの応募状況に鑑み、その成立の可能性を高めることを企図して、同日付で、(i)各本応募合意株主(2025年2月17日)が同日時点でその所有する対象者株式の全て(所有株式数の合計：4,491,000株、所有割合の合計：11.53%)を本公開買付けに応募すること、及び(ii)本公開買付けの成立を条件として、各本応募合意株主(2025年2月17日)が本再出資(本応募合意株主(2025年2月17日))を行うことを内容とする本応募契約(2025年2月17日)をそれぞれ締結した旨の伝達を受けたとのことです。

また、対象者は、同日、公開買付者より、公開買付期間を2025年2月17日から起算して10営業日を経過した日に当たる2025年3月4日まで延長することとした旨の伝達を受けたとのことです。

対象者は、公開買付者による本応募契約(2025年2月17日)の締結について慎重に協議・検討を行い、本応募契約(2025年2月17日)の締結に関する本特別委員会の意見等を踏まえ、本再出資(本応募合意株主(2025年2月17日))について、CVCの支援の下での対象者グループの中長期的な企業価値の向上という本取引の目的に影響を及ぼすものではないものであると判断したとのことです。

そこで、対象者は、2025年2月17日開催の取締役会において、本応募契約(2025年2月17日)の締結を踏まえても、本公開買付けへの賛同の意見を表明するとともに、対象者の株主及び本新株予約権者の皆様に対して、本公開買付けへの応募を推奨する旨の意見を維持することを決議したとのことです。

その後、対象者は、2025年3月4日、公開買付者より、本買付価格変更を決定した後、対象者の筆頭株主であるトライヴィスタが、1月21日付プレスリリースにおいて、2025年1月21日時点の本公開買付価格(1株あたり1,250円)に賛同せず、本公開買付けに対して、同社が保有する対象者株式(所有株式数:7,104,900株、所有割合:18.24%)の応募を見合わせる方針である旨、及び同日時点の本公開買付価格(1株あたり1,250円)は、依然として対象者の本源的価値を下回るものであり、対象者の株主共同の利益に資さないものである旨を公表したことを受けて、公開買付者は、引き続き対象者の株主の皆様による本公開買付けへの応募状況及び今後の応募の見通しを注視しつつ、どのような対応を行うべきか検討してきたところ、公開買付者としては、仮に本公開買付けが不成立となれば、対象者の株主が、本公開買付け開始前の対象者株式の市場価格にプレミアムの付された本公開買付価格での売却機会を失うこととなり、対象者の株主の共同の利益に資さない結果となると考えている旨、また、上記「① 公開買付者が本公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程」及び下記「③ 本公開買付け後の経営方針」に記載の各施策を早期に実施することが対象者の企業価値向上の観点から重要であると考えており、本公開買付けの成立の時期が遅延することは対象者の事業運営にネガティブな影響を生じさせかねないと考えている旨、公開買付者は、本買付価格変更前の本公開買付価格(1株あたり1,150円)は、対象者及び本特別委員会との間の複数回にわたる協議・交渉を経て合意した公正・妥当な価格であると考えていたことに加えて、本買付価格変更により本公開買付価格を1,250円に引き上げており、対象者の株主の皆様にとって魅力的な提案であると考えているが、上記のトライヴィスタによる指摘も踏まえて、対象者の株主の皆様は第2回本買付価格変更前の本公開買付価格より高い金額での売却機会を提供することにより、早期に本公開買付けを成立させることが対象者の企業価値の向上及び株主共同の利益に資すると考え、同日付で、第2回本買付価格変更を決定した旨の伝達を受けたとのことです。また、公開買付者は、公開買付期間を2024年11月15日から2025年3月4日まで(70営業日)と定めておりましたが、第2回本買付価格変更を決定したことに伴う公開買付届出書の訂正届出書の提出により、法令に基づき、公開買付期間を当該訂正届出書の提出日である2025年3月4日から起算して10営業日を経過した日に当たる2025年3月18日まで延長することとした旨の伝達を受けたとのことです。

また、対象者は、同日付で、公開買付者より、本公開買付けの応募状況に鑑み、その成立の可能性を高めることを企図して、同日付で、(i)GMOが同日時点でその所有する対象者株式の全て(所有株式数:4,730,000株、所有割合:12.14%)を本公開買付けに応募すること、及び(ii)本公開買付けの成立を条件として、GMOが、GMOの関連事業体を通じて本再出資(GMO)を行うことを内容とする本応募契約(GMO)を締結した旨の伝達を受けたとのことです。

対象者は、公開買付者による第2回本買付価格変更について慎重に協議・検討を行い、第2回本買付価格変更に関する本特別委員会の意見等を踏まえ、(i)第2回本買付価格変更を前提としても、本取引は、短期的な業績変動にとらわれることなく、中長期的な視点で経営課題に機動的かつ柔軟に取り組み、CVCの豊富な実績及び知見・ネットワークを最大限活用することで、対象者グループの持続的な成長の実現、及び対象者グループの中長期的な企業価値の向上の実現可能性を高めていくための合理的な選択肢であることに変わりはなく、(ii)第2回本買付価格変更に係る本公開買付価格1,275円については、三菱UFJモルガン・スタンレー証券より、2024年11月14日付で本株式価値算定書を取得して以降、その前提とした対象者の事業の現状及び将来の見通し等の状況に重大な変更がない中で、第2回本買付価格変更に係る本公開買付価格は、本株式価値算定書におけるDCF分析により算定された対象者株式の1株当たり株式価値のレンジの中央値近傍の価格であること等から、第2回本買付価格変更は、合理的な目的のもと、少数株主の利益に配慮した形でなされるものであり、第2回本買付価格変更により本公開買付けの成立確度を高めることは、対象者の企業価値の向上に資すると認められる本取引の実現可能性を高めるとともに、少数株主に適切な売却機会を与える観点で望ましいと考えられると判断したとのことです。

また、対象者は、公開買付者による本応募契約(GMO)の締結について慎重に協議・検討を行い、本応募契約(GMO)の締結に関する本特別委員会の意見等を踏まえ、本再出資(GMO)について、CVCの支援の下での対象者グループの中長期的な企業価値の向上という本取引の目的に影響を及ぼすものではないものであると判断したとのことです。

そこで、対象者は、2025年3月4日開催の取締役会において、第2回本買付価格変更及び本応募契約(GMO)の締結を踏まえても、本公開買付けへの賛同の意見を表明するとともに、対象者の株主及び本新株予約権者の皆様に対して、本公開買付けへの応募を推奨する旨の意見を維持することを決議したとのことです。

上記2024年11月14日付、並びに2025年1月17日、2025年2月17日及び2025年3月4日開催の各取締役会における決議の方法については、下記「(3) 本公開買付価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等、本公開買付けの公正性を担保するための措置」の「④ 対象者における利害関係を有しない取締役全員の承認」をご参照ください。

(3) 本公開買付価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等、本公開買付けの公正性を担保するための措置

③ 対象者における独立した特別委員会の設置及び答申書の取得

(訂正前)

<前略>

(オ) 対象者取締役会が本公開買付けに賛同し、対象者株主及び本新株予約権者に応募を推奨する旨の意見表明を行うことは相当であると認められる旨の意見の変更の要否

- ・ 本特別委員会としては、本答申書の諮問事項1. から4. において、本取引の目的の合理性、本取引に係る手続の公正性及び本取引に係る取引条件の妥当性が確認され、かつ、本取引を行うことの決定が対象者の少数株主にとって不利益なものでないことが確認されることにより、本答申書の諮問事項5. を是認する理由になるものとする。そして、本特別委員会における検討の結果、本答申書の諮問事項1. から4. について、いずれも本答申書における意見を変更する必要はないと認められる。
- ・ 以上から、本特別委員会は、本答申書の諮問事項5. についても、対象者取締役会が本公開買付けに賛同意見を表明するとともに、対象者の株主、さらには本新株予約権者に対して本公開買付けへの応募を推奨する旨の決議を行うことは相当であると認められる旨の意見を変更する必要はないと判断した。

(訂正後)

<前略>

(オ) 対象者取締役会が本公開買付けに賛同し、対象者株主及び本新株予約権者に応募を推奨する旨の意見表明を行うことは相当であると認められる旨の意見の変更の要否

- ・ 本特別委員会としては、本答申書の諮問事項1. から4. において、本取引の目的の合理性、本取引に係る手続の公正性及び本取引に係る取引条件の妥当性が確認され、かつ、本取引を行うことの決定が対象者の少数株主にとって不利益なものでないことが確認されることにより、本答申書の諮問事項5. を是認する理由になるものとする。そして、本特別委員会における検討の結果、本答申書の諮問事項1. から4. について、いずれも本答申書における意見を変更する必要はないと認められる。
- ・ 以上から、本特別委員会は、本答申書の諮問事項5. についても、対象者取締役会が本公開買付けに賛同意見を表明するとともに、対象者の株主、さらには本新株予約権者に対して本公開買付けへの応募を推奨する旨の決議を行うことは相当であると認められる旨の意見を変更する必要はないと判断した。

さらに、対象者は、2025年2月17日、公開買付者から、各本応募合意株主(2025年2月17日)との間で本応募契約(2025年2月17日)をそれぞれ締結したことについて伝達を受け、本特別委員会に対して、本応募契約(2025年2月17日)の締結を前提としても、本答申書における答申内容に変更がないかにつき確認を求めたところ、本特別委員会は、2025年2月17日に本特別委員会を開催した上で検討を行い、同日付で、対象者取締役会に対して、以下の理由により、本応募契約(2025年2月17日)の締結を前提としても本答申書における答申内容に変更はないことを確認する旨の確認書を提出したとのことです。

- ・ 本応募契約の締結によっても、本公開買付けの買付け等の条件に変更はないこと

- ・ 対象者は公開買付者に、本再出資を前提としても、各本応募合意株主が有することが想定される権利等を踏まえれば、本取引実施後に対象者が企業価値向上のために必要な施策を実行・推進することが阻害されるものではないことを確認済みであること
- ・ 対象者は公開買付者から、本再出資は、公開買付価格の均一性(法第27条の2第3項)の趣旨に抵触するものではない旨説明を受けており、かかる説明に不合理な点は見当たらないこと

その後、対象者は、2025年3月4日、公開買付者から、第2回本買付価格変更の決定及びGMOとの間で本応募契約(GMO)を締結したことについて伝達を受け、本特別委員会に対して、第2回本買付価格変更及び本応募契約(GMO)の締結を前提としても、本答申書における答申内容に変更がないかにつき意見を求めたところ、本特別委員会は、2025年3月4日に本特別委員会を開催した上で検討を行い、同日付で、対象者取締役会に対して、第2回本買付価格変更及び本応募契約(GMO)の締結を前提としても本答申書における答申内容に変更はない旨の追加の答申書(以下「本追加答申書(2025年3月4日)」)といたします。)を提出したとのことです。本特別委員会の判断の理由は以下のとおりとのことです。

(ア) 本取引は企業価値の向上に資するものであって、その目的は正当かつ合理的と認められる旨の意見の変更の要否

- ・ 本特別委員会は、本特別委員会における慎重な議論を通じて、2025年2月17日以降に生じた各種事象を踏まえても、対象者の業況や本取引を取り巻く環境に重大な変化は生じていないと判断した。
- ・ そして、本特別委員会は、第2回本買付価格変更を前提としても、本答申書において本特別委員会が判断した、本取引の実行は対象者が認識する経営課題の解決に資することが認められること、本取引による対象者の企業価値向上に対する重大な支障となる事情として認められるものも見受けられないことについては、いずれも本追加答申書(2025年3月4日)作成時点においても変更されておらず、引き続き維持されているものと判断した。
- ・ また、公開買付者によれば、第2回本買付価格変更は、本公開買付けの成立の確度を高めることを企図して行われるものとのことであり、かかる説明に不合理な点は認められない。第2回本買付価格変更が少数株主の利益にも配慮した形でなされるものであれば、第2回本買付価格変更により本公開買付けの成立可能性が向上することは、対象者の企業価値向上に資すると考えられる本取引の実現可能性を高めるとともに、少数株主に適切な売却機会を与える観点で望ましいものと考えられる。
- ・ さらに、本再出資(GMO)は、本再出資先に対して、本再出資先を通じたTJ Midco Holding Limitedへの出資割合が原則として18%から19%までの範囲のいずれかとなる割合で持分出資を行うものである。また、GMOは、本再出資(GMO)に伴い、本取引実施後に対象者の取締役1名を指名することを予定している。もっとも、対象者は、公開買付者に、本再出資(GMO)を含む本再出資、並びに②オアシスグループ及びGMOによる対象者の取締役の指名を前提としても、各本応募合意株主が有することが想定される権利等を踏まえれば、本取引実施後に対象者が企業価値向上のために必要な施策を実行・推進することが阻害されるものではないことは確認済みである。
- ・ 以上より、本特別委員会は、本公開買付けを含む本取引は対象者の企業価値向上に資するものであって、その目的は正当性・合理性を有すると認められる旨の意見を変更する必要はないと判断した。

(イ) 本取引に係る取引条件(本公開買付価格を含む。)の公正性・妥当性は確保されていると認められる旨の意見の変更の要否

- ・ 公開買付価格の変更は、本取引の条件の妥当性が確保されているかどうかの判断に影響を与える可能性があるものであるところ、第2回本買付価格変更は、公開買付価格を引き上げるものである。そして、第2回本買付価格変更に係る本公開買付価格1,275円は、対象者が、三菱UFJモルガン・スタンレー証券より、2024年11月14日付で本株式価値算定書を取得して以降、その前提とした対象者の事業の現状及び将来の見通し等の状況に重大な変更がない中で、本株式価値算定書におけるDCF分析により算定された対象者株式の1株当たり株式価値のレンジの中央値近傍の価格である。

- ・ また、第2回本買付価格変更に係る本新株予約権買付価格については、上記のとおり、第2回本買付価格変更に係る本公開買付価格はその価格の妥当性が認められる水準であると評価できるものと考えられるところ、本新株予約権買付価格は、本公開買付価格と本新株予約権の行使価額との差額により算定されていることから、本新株予約権買付価格についてもその価格の妥当性が認められる水準であると評価できるものと考えられる。
 - ・ なお、対象者は公開買付者から、本再出資(GMO)を含む本再出資は、本応募合意株主が取得する本再出資先の持分の1単位当たりの発行価額を決定する前提となる対象者株式の評価は本公開買付価格と実質的に同額にする予定であり、また、本再出資は、本応募合意株主による本公開買付けへの応募の可否とは独立して検討されたものであることから、公開買付価格の均一性(金融商品取引法(昭和23年法律第25号。その後の改正を含む。)第27条の2第3項)の趣旨に抵触するものではない旨説明を受けており、かかる説明に不合理な点は見当たらない。
 - ・ 以上より、本特別委員会は、第2回本買付価格変更は対象者の少数株主に利益をもたらすものであると評価することができるため、本取引の条件の妥当性が確保されていると認められる旨の意見を変更する必要はないと判断した。
- (ウ) 本取引において、公正な手続を通じた対象者の株主の利益への十分な配慮がなされていると認められる旨の意見の変更の要否
- ・ 本特別委員会は、本公開買付けを含む本取引に係る手続の公正性の確保については、本特別委員会が本答申書で指摘した、(i)特別委員会の設置及び特別委員会からの答申書の取得、(ii)意思決定のプロセス、(iii)独立した法律事務所からの助言の取得、(iv)独立した第三者算定機関からの株式価値算定書の取得、(v)本公開買付けの公正性を担保する客観的状況の確保、(vi)マジョリティ・オブ・マイノリティ、(vii)少数株主への情報提供の充実とプロセスの透明性の向上、及び(viii)強圧性の排除の各項目の内容について、いずれも(但し、(iv)については本答申書作成日時点でのものとして)本追加答申書(2025年3月4日)作成日時点においても変更されておらず、引き続き維持されているものと判断した。
 - ・ 以上より、本特別委員会は、公正な手続を通じた対象者の株主の利益への十分な配慮がなされていると認められる旨の意見を変更する必要はないと判断した。
- (エ) 対象者取締役会における本取引についての決定は、対象者の少数株主にとって不利益なものでないと認められる旨の意見の変更の要否
- ・ 本特別委員会としては、本答申書の諮問事項1.から3.において検討を要請されている事項が、本答申書の諮問事項4.を検討する際の考慮要素になるものと考えているところ、本特別委員会における検討の結果、本答申書の諮問事項1.から3.について、いずれも本答申書における意見を変更する必要はないと認められる。
 - ・ 以上から、本特別委員会は、本答申書の諮問事項4.についても、本取引を行うことの決定が、対象者の少数株主にとって不利益なものでないと認められる旨の意見を変更する必要はないと判断した。
- (オ) 対象者取締役会が本公開買付けに賛同し、対象者株主及び本新株予約権者に応募を推奨する旨の意見表明を行うことは相当であると認められる旨の意見の変更の要否
- ・ 本特別委員会としては、本答申書の諮問事項1.から4.において、本取引の目的の合理性、本取引に係る手続の公正性及び本取引に係る取引条件の妥当性が確認され、かつ、本取引を行うことの決定が対象者の少数株主にとって不利益なものでないことが確認されることにより、本答申書の諮問事項5.を是認する理由になるものとする。そして、本特別委員会における検討の結果、本答申書の諮問事項1.から4.について、いずれも本答申書における意見を変更する必要はないと認められる。
 - ・ 以上から、本特別委員会は、本答申書の諮問事項5.についても、対象者取締役会が本公開買付けに賛同意見を表明するとともに、対象者の株主、さらには本新株予約権者に対して本公開買付けへの応募を推奨する旨の決議を行うことは相当であると認められる旨の意見を変更する必要はないと判断した。

④ 対象者における利害関係を有しない取締役全員の承認

(訂正前)

<前略>

その後、対象者は、2025年1月17日開催の取締役会において、上記「(2) 本公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程、並びに本公開買付け後の経営方針」の「③ 対象者が本公開買付けに賛同するに至った意思決定の過程及び理由」に記載の根拠及び理由に基づき、本公開買付けへの賛同の意見を表明するとともに、対象者の株主及び本新株予約権者の皆様に対して、本公開買付けへの応募を推奨する旨の意見を維持することを決議したとのことです。

上記2024年11月14日付及び2025年1月17日開催の各取締役会においては、対象者の取締役6名(佐々木徹氏、志賀裕二氏、中川有紀子氏、伊藤公健氏、コバリ・クレチマーリ・シルビア氏及び西谷剛史氏)において審議の上、その全員一致で本公開買付けに賛同の意見を表明するとともに、対象者の株主及び本新株予約権者の皆様に対して、本公開買付けへの応募を推奨することを決議したとのことです。また、上記の取締役会に参加した取締役6名において、公開買付者の役員との兼職関係にある等利害関係を有する者は存在しないとのことです。

(訂正後)

<前略>

その後、対象者は、2025年1月17日開催の取締役会において、上記「(2) 本公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程、並びに本公開買付け後の経営方針」の「③ 対象者が本公開買付けに賛同するに至った意思決定の過程及び理由」に記載の根拠及び理由に基づき、本公開買付けへの賛同の意見を表明するとともに、対象者の株主及び本新株予約権者の皆様に対して、本公開買付けへの応募を推奨する旨の意見を維持することを決議したとのことです。

その後、対象者は、2025年2月17日開催の取締役会において、本応募契約(2025年2月17日)の締結を踏まえても、上記「(2) 意見の根拠及び理由」の「③ 対象者が本公開買付けに賛同するに至った意思決定の過程及び理由」に記載の根拠及び理由に基づき、引き続き、本公開買付けへの賛同の意見を表明するとともに、対象者の株主及び本新株予約権者の皆様に対して、本公開買付けへの応募を推奨する旨の意見を維持することを決議したとのことです。

その後、対象者は、2025年3月4日開催の取締役会において、本応募契約(GMO)の締結を踏まえても、上記「(2) 本公開買付けに関する意見の根拠及び理由」の「③ 対象者が本公開買付けに賛同するに至った意思決定の過程及び理由」に記載の根拠及び理由に基づき、引き続き、本公開買付けへの賛同の意見を表明するとともに、対象者の株主及び本新株予約権者の皆様に対して、本公開買付けへの応募を推奨する旨の意見を維持することを決議したとのことです。

上記2024年11月14日付、並びに2025年1月17日、2025年2月17日及び2025年3月4日開催の各取締役会においては、対象者の取締役6名(佐々木徹氏、志賀裕二氏、中川有紀子氏、伊藤公健氏、コバリ・クレチマーリ・シルビア氏及び西谷剛史氏)において審議の上、その全員一致で本公開買付けに賛同の意見を表明するとともに、対象者の株主及び本新株予約権者の皆様に対して、本公開買付けへの応募を推奨することを決議したとのことです。また、上記の取締役会に参加した取締役6名において、公開買付者の役員との兼職関係にある等利害関係を有する者は存在しないとのことです。

⑥ 本公開買付けの公正性を担保する客観的状況の確保

(訂正前)

<前略>

また、公開買付者は、公開買付期間を法令に定められた最短期間である20営業日より長い70営業日に設定しております。

<後略>

(訂正後)

<前略>

また、公開買付者は、公開買付期間を法令に定められた最短期間である20営業日より長い80営業日に設定しております。

<後略>

⑦ マジョリティ・オブ・マイノリティ(Majority of Minority)条件を満たす下限の設定

(訂正前)

上記「(1) 本公開買付けの概要」に記載のとおり、本公開買付けにおいては、買付予定数の下限(25,660,500株、所有割合：65.87%)は、本基準株式数(38,958,165株)から本応募合意株主が所有する対象者株式(以下「本応募合意株式」といいます。)の数(4,491,000株)を控除した株式数(34,467,165株)の過半数に相当する株式数(17,233,583株、所有割合：44.24%)、すなわち、公開買付者と利害関係を有さない対象者の株主が所有する対象者株式の数の過半数、いわゆる「マジョリティ・オブ・マイノリティ(Majority of Minority)」に相当する数に、本応募合意株式の数(4,491,000株)を加算した株式数(21,724,583株、所有割合：55.76%)を上回るものとなります。公開買付者は、本公開買付けは、公開買付者と利害関係を有しない対象者の株主から過半数の賛同が得られない場合には成立せず、対象者の少数株主の皆様の意思を重視したものであると考えております。

(訂正後)

上記「(1) 本公開買付けの概要」に記載のとおり、本公開買付けにおいては、買付予定数の下限(25,660,500株、所有割合：65.87%)は、本基準株式数(38,958,165株)から本応募合意株主が所有する対象者株式(以下「本応募合意株式」といいます。)の数(9,221,000株)を控除した株式数(29,737,165株)の過半数に相当する株式数(14,868,583株、所有割合：38.17%)、すなわち、公開買付者と利害関係を有さない対象者の株主が所有する対象者株式の数の過半数、いわゆる「マジョリティ・オブ・マイノリティ(Majority of Minority)」に相当する数に、本応募合意株式の数(9,221,000株)を加算した株式数(24,089,583株、所有割合：61.83%)を上回るものとなります。公開買付者は、本公開買付けは、公開買付者と利害関係を有しない対象者の株主から過半数の賛同が得られない場合には成立せず、対象者の少数株主の皆様の意思を重視したものであると考えております。

(4) 本公開買付け後の組織再編等の方針(いわゆる二段階買収に関する事項)

② 株式併合

(訂正前)

<前略>

本臨時株主総会の開催時期は、本公開買付けの成立時期により異なるものの、現時点では、2025年4月頃を予定しております。

<後略>

(訂正後)

<前略>

本臨時株主総会の開催時期は、本公開買付けの成立時期により異なるものの、現時点では、2025年5月頃を予定しております。

<後略>

(6) 本公開買付けに係る重要な合意に関する事項

(訂正前)

① 本応募契約

公開買付者は、2025年2月17日付で、各本応募合意株主との間で、本応募契約をそれぞれ締結しております。本応募契約において、各本応募合意株主は、公開買付者との間で、各本応募合意株主が所有する対象者株式の全て(所有株式数の合計：4,491,000株、所有割合の合計：11.53%)について、本公開買付けに応募(以下「本応募」といいます。)する旨の合意をしており、各本応募合意株主による応募の前提条件は存在しません。なお、本応募契約を除いて本応募合意株主との間で本取引に関する合意は締結されておらず、本公開買付価格の支払を除き、本公開買付けに際して付与される利益はありません。

本応募契約の概要は、以下のとおりです。

(I) 本応募合意株主の応募及び応募の不撤回

本応募契約において、本応募合意株主は、公開買付者が本公開買付けを開始した場合、本応募契約の締結日の5営業日以内に、本応募をするものとされており、本応募合意株主による応募の前提条件は存在しません。また、本応募合意株主は、本応募後、本応募を撤回せず、本応募により成立する本応募合意株主が所有する対象者株式の買付け等に係る契約を解除しないものとされています。ただし、第三者によりその時点の公開買付価格の110%を上回る金額を買付価格とする対象者株式の全部の取得を目的とする公開買付け(以下「対抗公開買付け」といいます。)が開始された場合、各本応募合意株主は、公開買付者に対して公開買付価格を当該対抗公開買付けに係る買付価格以上の金額に変更することを申し入れることができるものとされており、申し入れの日から起算して5営業日を経過する日、又は公開買付期間の末日の3営業日前の日のうちいずれか早い方の日までに、公開買付価格が上記のとおり変更されない場合、当該本応募合意株主は、本応募契約に定める自らの義務に違反がない場合に限り、応募義務を免れることができるものとされており、

(II) 本応募合意株主の誓約事項

本応募契約において、各本応募合意株主は、以下の事項を誓約しております。

- (i) 本応募合意株主は、本応募契約の締結日後、本公開買付けに係る決済の開始日までの間、公開買付者以外の第三者との間で、本応募合意株主が所有する対象者株式の譲渡、担保設定その他の処分その他本公開買付けと実質的に抵触し又は本公開買付けの実行を困難にする取引及びそれらに関する合意を行わず、かかる取引に関する提案、勧誘、協議、交渉又は情報提供を行わないものとする。また、本応募合意株主は、第三者からかかる取引に関する提案、勧誘、協議、交渉又は情報提供を受けた場合には、速やかに、公開買付者に対して、かかる事実及び内容を通知するものとする。
- (ii) 本応募合意株主は、公開買付者の事前の書面による承諾なしに、対象者の株主総会の招集請求権(会社法第297条)、議題提案権(会社法第303条第1項及び第2項)及び議案提案権(会社法第304条及び第305条第1項)その他の株主権を行使しないものとする。
- (iii) 対象者において本公開買付けに係る決済の開始日より前の日を権利行使の基準日とする株主総会が開催される場合、本応募合意株主は、公開買付者の選択に従い、(a)公開買付者若しくは公開買付者の指定する者に対して包括的な代理権を授与するか、又は(b)公開買付者の指示に従って議決権を行使するものとする。

(III) 本再出資に係る合意

本応募契約において、本応募合意株主は、本公開買付けの成立を条件として、本再出資を行うものとされており、

(IV) 表明保証事項

本応募契約において、本応募合意株主は、(a)設立及び存続の適法性及び有効性、(b)本応募契約の締結及び履行に係る権限等、(c)強制執行可能性、(d)許認可等の取得、(e)法令等との抵触の不存在、(f)倒産手続等の不存在、(g)反社会的勢力の不存在及びコンプライアンス関連法令の遵守等、並びに(h)対象者株式の所有を表明保証しております。

また、本応募契約において、公開買付者は、(a)設立及び存続の適法性及び有効性、(b)本応募契約の締結及び履行に係る権限等、(c)強制執行可能性、(d)許認可等の取得、(e)法令等との抵触の不存在、(f)倒産手続等の不存在、並びに(g)反社会的勢力の不存在及びコンプライアンス関連法令の遵守等を表明保証しております。

(訂正後)

① 本応募契約(2025年2月17日)

公開買付者は、2025年2月17日付で、各本応募合意株主(2025年2月17日)との間で、本応募契約(2025年2月17日)をそれぞれ締結しております。本応募契約(2025年2月17日)において、各本応募合意株主(2025年2月17日)は、公開買付者との間で、各本応募合意株主(2025年2月17日)が所有する対象者株式の全て(所有株式数の合計：4,491,000株、所有割合の合計：11.53%)について、本公開買付けに応募(以下「本応募(2025年2月17日)」といいます。)する旨の合意をしており、各本応募合意株主(2025年2月17日)による応募の前提条件は存在しません。なお、本応募契約(2025年2月17日)を除いて本応募合意株主(2025年2月17日)との間で本取引に関する合意は締結されておらず、本公開買付価格の支払を除き、本公開買付けに際して付与される利益はありません。

本応募契約(2025年2月17日)の概要は、以下のとおりです。

(I) 本応募合意株主(2025年2月17日)の応募及び応募の不撤回

本応募契約(2025年2月17日)において、本応募合意株主(2025年2月17日)は、公開買付者が本公開買付けを開始した場合、本応募契約(2025年2月17日)の締結日の5営業日以内に、本応募(2025年2月17日)をするものとされており、本応募合意株主(2025年2月17日)による応募の前提条件は存在しません。また、本応募合意株主(2025年2月17日)は、本応募(2025年2月17日)後、本応募(2025年2月17日)を撤回せず、本応募(2025年2月17日)により成立する本応募合意株主(2025年2月17日)が所有する対象者株式の買付け等に係る契約を解除しないものとされています。ただし、第三者によりその時点の公開買付価格の110%を上回る金額を買付価格とする対象者株式の全部の取得を目的とする公開買付け(以下「対抗公開買付け」といいます。)が開始された場合、各本応募合意株主(2025年2月17日)は、公開買付者に対して公開買付価格を当該対抗公開買付けに係る買付価格以上の金額に変更することを申し入れることができるものとされており、申し入れの日から起算して5営業日を経過する日、又は公開買付期間の末日の3営業日前の日のうちいずれか早い方の日までに、公開買付価格が上記のとおり変更されない場合、当該本応募合意株主(2025年2月17日)は、本応募契約(2025年2月17日)に定める自らの義務に違反がない場合に限り、応募義務を免れることができるものとされています。

(II) 本応募合意株主(2025年2月17日)の誓約事項

本応募契約(2025年2月17日)において、各本応募合意株主(2025年2月17日)は、以下の事項を誓約しております。

- (i) 本応募合意株主(2025年2月17日)は、本応募契約(2025年2月17日)の締結日後、本公開買付けに係る決済の開始日までの間、公開買付者以外の第三者との間で、本応募合意株主(2025年2月17日)が所有する対象者株式の譲渡、担保設定その他の処分その他本公開買付けと実質的に抵触し又は本公開買付けの実行を困難にする取引及びそれらに関する合意を行わず、かかる取引に関する提案、勧誘、協議、交渉又は情報提供を行わないものとする。また、本応募合意株主(2025年2月17日)は、第三者からかかる取引に関する提案、勧誘、協議、交渉又は情報提供を受けた場合には、速やかに、公開買付者に対して、かかる事実及び内容を通知するものとする。
- (ii) 本応募合意株主(2025年2月17日)は、公開買付者の事前の書面による承諾なしに、対象者の株主総会の招集請求権(会社法第297条)、議題提案権(会社法第303条第1項及び第2項)及び議案提案権(会社法第304条及び第305条第1項)その他の株主権を行使しないものとする。
- (iii) 対象者において本公開買付けに係る決済の開始日より前の日を権利行使の基準日とする株主総会が開催される場合、本応募合意株主(2025年2月17日)は、公開買付者の選択に従い、(a)公開買付者若しくは公開買付者の指定する者に対して包括的な代理権を授与するか、又は(b)公開買付者の指示に従って議決権を行使するものとする。

(III)本再出資(本応募合意株主(2025年2月17日))に係る合意

本応募契約(2025年2月17日)において、本応募合意株主(2025年2月17日)は、本公開買付けの成立を条件として、本再出資(本応募合意株主(2025年2月17日))を行うものとされております。

(IV)表明保証事項

本応募契約(2025年2月17日)において、本応募合意株主(2025年2月17日)は、(a)設立及び存続の適法性及び有効性、(b)本応募契約(2025年2月17日)の締結及び履行に係る権限等、(c)強制執行可能性、(d)許認可等の取得、(e)法令等との抵触の不存在、(f)倒産手続等の不存在、(g)反社会的勢力の不存在及びコンプライアンス関連法令の遵守等、並びに(h)対象者株式の所有を表明保証しております。

また、本応募契約(2025年2月17日)において、公開買付者は、(a)設立及び存続の適法性及び有効性、(b)本応募契約(2025年2月17日)の締結及び履行に係る権限等、(c)強制執行可能性、(d)許認可等の取得、(e)法令等との抵触の不存在、(f)倒産手続等の不存在、並びに(g)反社会的勢力の不存在及びコンプライアンス関連法令の遵守等を表明保証しております。

② 本応募契約(GMO)

公開買付者は、2025年3月4日付で、GMOとの間で、本応募契約(GMO)を締結しております。本応募契約(GMO)において、GMOは、公開買付者との間で、GMOが所有する対象者株式の全て(所有株式数：4,730,000株、所有割合：12.14%)について、公開買付者が本応募契約上の義務を遵守する限りにおいて、本公開買付けに応募(以下「本応募(GMO)」といいます。)する旨の合意をしております。なお、本応募契約(GMO)を除いてGMOとの間で本取引に関する合意は締結されておらず、本公開買付価格の支払を除き、本公開買付けに際して付与される利益はありません。

本応募契約(GMO)の概要は、以下のとおりです。

(I) GMOの応募及び応募の不撤回

本応募契約(GMO)において、GMOは、公開買付者が本公開買付けを開始した場合、公開買付者が本応募契約上の義務を遵守する限りにおいて、本応募契約(GMO)の締結日の10営業日以内に、本応募(GMO)をするものとされております。また、GMOは、本応募(GMO)後、本応募(GMO)を撤回せず、本応募(GMO)により成立するGMOが所有する対象者株式の買付け等に係る契約を解除しないものとされています。ただし、(i)(a)(x)対象者が当該提案を受領した時点の公開買付価格の105%を上回る金額を対象者株式1株当たりの買付価格とし、対象者の非公開化を目的とし、買付予定数の上限を設定せず、かつ対象者を確実に非公開化できる程度の買付予定数の下限を設定した、対象者株式及び本新株予約権を買付け等の対象とする公開買付け(以下「適格公開買付け」といいます。)に関する提案であって、合理的に実現可能かつ真摯であると客観的かつ合理的に判断可能なもの(以下「適格提案」といいます。)を対象者が第三者から受領し、かつ(y)公開買付者及びGMOが当該適格提案の条件及び内容並びに対象者による当該適格提案の受領の事実を認識した場合、又は(b)第三者により、適格提案がその主要条件とともに公表(法第167条第4項に定める意味を有します。)された場合において、(ii)GMOが本応募(GMO)を行うこと又は本応募(GMO)を撤回しないことがその受託者責任に違反し得ると合理的に判断するときは、GMOは、公開買付者に対し、公開買付者の適格提案への対応について誠実な協議を速やかに行うことを申し入れることができるものとされております。申し入れの日から起算して5営業日を経過する日、又は公開買付期間の末日の直前営業日のうちいずれか早い方の日までに、かかる協議に基づく合意が成立しない場合、GMOは、当該適格提案に係る買付価格が公開買付価格を上回り、かつ、本応募契約(GMO)に定める自らの義務に重大な違反がない場合に限り、応募義務を免れることができるものとされております。

(II) GMOの誓約事項

本応募契約(GMO)において、GMOは、以下の事項を誓約しております。

(i) GMOは、公開買付者が本応募契約上の義務を遵守する限りにおいて、本応募契約(GMO)の締結日後、本公開買付けに係る決済の開始日までの間、公開買付者以外の第三者との間で、GMOが所有する対象者株式の譲渡、担保設定その他の処分その他本公開買付けと実質的に抵触し又は本公開買付けの実行を困難にする取引及びそれらに関する合意を行わず、かかる取引に関する提案、勧誘、協議、交渉又は情報提供を行わないものとする(但し、(a)本公開買付けの成立可能性を高めることを目的として対象者の株主である第三者、又は(b)適格公開買付けを開始し若しくは対象者に対して適格提案を行った第三者との間で、協議、交渉又は情報提供を行う場合を除く。)。また、GMOは、第三者からかかる取引に関する提案、勧誘、協議、交渉又は情報提供を受けた場合には、速やかに、公開買付者に対して、かかる事実及び内容を通知するものとする。

(ii) GMOは、公開買付者が本応募契約上の義務を遵守する限りにおいて、公開買付者の事前の書面による承諾なしに、対象者の株主総会の招集請求権(会社法第297条)、議題提案権(会社法第303条第1項及び第2項)及び議案提案権(会社法第304条及び第305条第1項)を行使しないものとする。

(iii) 対象者において本公開買付けに係る決済の開始日より前の日を権利行使の基準日とする株主総会が開催される場合において、当該株主総会の議題に剰余金の配当が含まれるときは、GMOは、公開買付者が本応募契約上の義務を遵守する限りにおいて、公開買付者の選択に従い、(a)公開買付者若しくは公開買付者の指定する者に対して剰余金の配当に関する議題に関して代理権を授与するか、又は(b)剰余金の配当に関する議題に関して公開買付者の指示に従って議決権を行使するものとする。

(III) 本再出資(GMO)に係る合意

本応募契約(GMO)において、GMOは、本公開買付けの成立を条件として、GMOの関連事業体を通じて、本再出資(GMO)を行うものとされております。

(IV) 表明保証事項

本応募契約(GMO)において、GMOは、(a)設立及び存続の適法性及び有効性、(b)本応募契約(GMO)の締結及び履行に係る権限等、(c)強制執行可能性、(d)許認可等の取得、(e)法令等との抵触の不存在、(f)倒産手続等の不存在、(g)反社会的勢力の不存在及びコンプライアンス関連法令の遵守等、並びに(h)対象者株式の所有を表明保証しております。

また、本応募契約(GMO)において、公開買付者は、(a)設立及び存続の適法性及び有効性、(b)本応募契約(GMO)の締結及び履行に係る権限等、(c)強制執行可能性、(d)許認可等の取得、(e)法令等との抵触の不存在、(f)倒産手続等の不存在、並びに(g)反社会的勢力の不存在及びコンプライアンス関連法令の遵守等を表明保証しております。

4 【買付け等の期間、買付け等の価格及び買付予定の株券等の数】

(1) 【買付け等の期間】

① 【届出当初の期間】

(訂正前)

買付け等の期間	2024年11月15日(金曜日)から2025年3月4日(火曜日)まで(70営業日)
公告日	2024年11月15日(金曜日)
公告掲載新聞名	電子公告を行い、その旨を日本経済新聞に掲載します。 (電子公告アドレス https://disclosure2.edinet-fsa.go.jp/)

(注) 令第8条第1項及び行政機関の休日に関する法律第1条第1項第3号に基づき、行政機関の休日である2024年12月30日は公開買付期間に算入していませんが、下記「7 応募及び契約の解除の方法」に記載の方法に従った公開買付代理人による本公開買付けに応募する株主からの応募の受け付けは、公開買付期間に算入されていない2024年12月30日にも行われます。

(訂正後)

買付け等の期間	2024年11月15日(金曜日)から2025年3月18日(火曜日)まで(80営業日)
公告日	2024年11月15日(金曜日)
公告掲載新聞名	電子公告を行い、その旨を日本経済新聞に掲載します。 (電子公告アドレス https://disclosure2.edinet-fsa.go.jp/)

(注) 令第8条第1項及び行政機関の休日に関する法律第1条第1項第3号に基づき、行政機関の休日である2024年12月30日は公開買付期間に算入していませんが、下記「7 応募及び契約の解除の方法」に記載の方法に従った公開買付代理人による本公開買付けに応募する株主からの応募の受け付けは、公開買付期間に算入されていない2024年12月30日にも行われます。

(2) 【買付け等の価格】

(訂正前)

株券	普通株式1株につき 金1,250円
新株予約権証券	第4回新株予約権 1個につき 金70,000円
新株予約権付社債券	—
株券等信託受益証券 ()	—
株券等預託証券 ()	—
算定の基礎	(対象者株式) <前略> 本買付価格変更後の本公開買付価格である1,250円は、本公開買付けの公表日である2024年11月14日の前営業日である2024年11月13日の東京証券取引所プライム市場における対象者株式の終値806円に対して55.09%、同日までの直近1か月間の終値単純平均値807円に対して54.89%、同日までの直近3か月間の終値単純平均値802円に対して55.86%、同日までの直近6か月間の終値単純平均値825円に対して51.52%のプレミアムを付した価格となっていることを踏まえると、公開買付者としては、本買付価格変更後の本公開買付価格(1,250円)は、対象者株式の合理的な売却の機会を対象者の株主の皆様に対して提供するものであると考えております。 なお、公開買付者は、上記の諸要素を総合的に考慮しつつ、対象者との協議・交渉を踏まえて本買付価格変更前の本公開買付価格を決定したため、第三者算定機関からの株式価値算定書や意見(フェアネス・オピニオン)は取得していません。また、公開買付者は、本買付価格変更後の本公開買付価格を決定するに際しても、第三者算定機関からの株式価値算定書や意見(フェアネス・オピニオン)は取得していません。

	(本新株予約権) 本新株予約権は、本書提出日現在において、対象者株式1株当たりの行使価額(550円)が本公開買付価格(1,150円)を下回っており、かつ、権利行使期間が到来し権利行使条件を充足していることから、公開買付者は、本買付価格変更前の本新株予約権買付価格を、本買付価格変更前の本公開買付価格と本新株予約権の対象者株式1株当たりの行使価額との差額に当該本新株予約権1個の目的となる株式数(100株)を乗じた金額とすることとし、対象者株式1株当たりの行使価額との差額である600円に100株を乗じた金額である60,000円と決定いたしました。 公開買付者は、上記のとおり、本買付価格変更前の本公開買付価格を基に本買付価格変更前の本新株予約権買付価格を決定していることから、第三者算定機関からの算定書や意見(フェアネス・オピニオン)は取得しておりません。また、公開買付者は、本買付価格変更後の本新株予約権買付価格を決定するに際しても、第三者算定機関からの株式価値算定書や意見(フェアネス・オピニオン)は取得しておりません。
算定の経緯	(本公開買付価格及び本新株予約権買付価格の決定に至る経緯) ＜前略＞ また、公開買付者は、本公開買付価格(1,150円)は、対象者及び本特別委員会との間の複数回にわたる協議・交渉を経て合意した公正・妥当な価格であると考えておりましたが、対象者の株主の皆様による本公開買付けの応募状況及び今後の応募の見通しを総合的に勘案し、対象者の株主の皆様に本買付価格変更前の本公開買付価格より高い金額での売却機会を提供し、本公開買付けの成立可能性を高めるため、2025年1月17日付で、本買付価格変更を決定いたしました。また、公開買付者は、公開買付期間を2024年11月15日から2025年1月17日まで(40営業日)と定めておりましたが、本買付価格変更を決定したことに伴う本書の訂正届出書の提出により、法令に基づき、公開買付期間を当該訂正届出書の提出日である2025年1月17日から起算して11営業日を経過した日に当たる2025年2月3日まで延長することといたしました。本公開買付けの公表日である2024年11月14日の前営業日である2024年11月13日の東京証券取引所プライム市場における対象者株式の終値806円に対して55.09%、同日までの直近1か月間の終値単純平均値807円に対して54.89%、同日までの直近3か月間の終値単純平均値802円に対して55.86%、同日までの直近6か月間の終値単純平均値825円に対して51.52%のプレミアムを付した価格となっていることを踏まえると、公開買付者としては、本買付価格変更後の本公開買付価格(1,250円)は、対象者株式の合理的な売却の機会を対象者の株主の皆様に対して提供するものであると考えております。

(訂正後)

株券	普通株式1株につき 金1,275円
新株予約権証券	第4回新株予約権 1個につき 金72,500円
新株予約権付社債券	—
株券等信託受益証券 ()	—
株券等預託証券 ()	—
算定の基礎	(対象者株式) ＜前略＞ 本買付価格変更後の本公開買付価格である1,250円は、本公開買付けの公表日である2024年11月14日の前営業日である2024年11月13日の東京証券取引所プライム市場における対象者株式の終値806円に対して55.09%、同日までの直近1か月間の終値単純平均値807円に対して54.89%、同日までの直近3か月間の終値単純平均値802円に対して55.86%、同日までの直近6か月間の終値単純平均値825円に対して51.52%のプレミアムを付した価格となっていることを踏まえると、公開買付者としては、本買付価格変更後の本公開買付価格(1,250円)は、対象者株式の合理的な売却の機会を対象者の株主の皆様に対して提供するものであると考えております。 本買付価格変更を決定した後、対象者の筆頭株主であるトライヴィスタは、1月21日付プレスリリースにおいて、2025年1月21日時点の本公開買付価格(1株あたり1,250円)に賛同せず、本公開買付けに対して、同社が保有する対象者株式(所有株式数：7,104,900株、所有割合：18.24%)の応募を見合わせる方針である旨、及び同日時点の本公開買付価格(1株あたり1,250円)は、依然として対象者の本源的価値を下回るものであり、対象者の株主共同の利益に資さないものである旨を公表しております。公開買付者は、1月21日付プレスリリースの公表を受けて、引き続き対象者の株主の皆様による本公開買付けへの応募状況及び今後の応募の見通しを注視しつつ、どのような対応を行うべきか検討して参りました。公開買付者としては、仮に本公開買付けが不成立となれば、対象者の株主が、本公開買付け開始前の対象者株式の市場価格にプレミアムの付された本公開買付価格での売却機会を失うこととなり、対象者の株主の共同の利益に資さない結果となるものと考えております。また、上記「3 買付け等の目的」の「(2) 本公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程、並びに本公開買付け後の経営方針」の「① 公開買付者が本公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程」及び「③ 本公開買付け後の経営方針」に記載の各施策を早期に実施することが対象者の企業価値向上の観点から重要であると考えており、本公開買付けの成立の時期が遅延することは対象者の事業運営にネガティブな影響を生じさせかねないと考えております。公開買付者は、本買付価格変更前の本公開買付価格(1株あたり1,150円)は、対象者及び本特別委員会との間の複数回にわたる協議・交渉を経て合意した公正・妥当な価格であると考えていたことに加えて、本買付価格変更により本公開買付価格を1,250円に引き上げており、対象者の株主の皆様にとって魅力的な提案であると考えておりますが、上記のトライヴィスタによる指摘も踏まえて、対象者の株主の皆様は第2回本買付価格変更前の本公開買付価格より高い金額での売却機会を提供することにより、早期に本公開買付けを成立させることが対象者の企業価値の向上及び株主共同の利益に資すると考え、2025年3月4日付で、第2回本買付価格変更を決定いたしました。また、公開買付者は、公開買付期間を2024年11月15日から2025年3月4日まで(70営業日)と定めておりましたが、第2回本買付価格変更を決定したことに伴う本書の訂正届出書の提出により、法令に基づき、公開買付期間を当該訂正届出書の提出日である2025年3月4日から起算して10営業日を経過した日に当たる2025年3月18日まで延長することといたしました。 第2回本買付価格変更後の本公開買付価格(1,275円)は、本公開買付けの公表日である2024年11月14日の前営業日である2024年11月13日の東京証券取引所プライム市場における対象者株式の終値806円に対して58.19%、同日までの直近1か月間の終値単純平均値807円に対して57.99%、同日までの直近3か月間の終値単純平均値802円に対して58.98%、同日までの直近6か月間の終値単純平均値825円に対して54.55%のプレミアムを付した価格となっていることを踏まえると、公開買付者としては、第2回本買付価格変更後の本公開買付価格(1,275円)は、対象者株式の合理的な売却の機会を対象者の株主の皆様に対して提供するものであると考えております。

	なお、公開買付者は、上記の諸要素を総合的に考慮しつつ、対象者との協議・交渉を踏まえて本買付価格変更前の本公開買付価格を決定したため、第三者算定機関からの株式価値算定書や意見(フェアネス・オピニオン)は取得していません。また、公開買付者は、本買付価格変更後の本公開買付価格を決定するに際しても、第三者算定機関からの株式価値算定書や意見(フェアネス・オピニオン)は取得していません。さらに、公開買付者は、第2回本買付価格変更後の本公開買付価格を決定するに際しても、第三者算定機関からの株式価値算定書や意見(フェアネス・オピニオン)は取得していません。 (本新株予約権) 本新株予約権は、本書提出日現在において、対象者株式1株当たりの行使価額(550円)が本公開買付価格(1,150円)を下回っており、かつ、権利行使期間が到来し権利行使条件を充足していることから、公開買付者は、本買付価格変更前の本新株予約権買付価格を、本買付価格変更前の本公開買付価格と本新株予約権の対象者株式1株当たりの行使価額との差額に当該本新株予約権1個の目的となる株式数(100株)を乗じた金額とすることとし、対象者株式1株当たりの行使価額との差額である600円に100株を乗じた金額である60,000円と決定いたしました。 その後、公開買付者は、本公開買付価格を1,250円から1,275円に変更することを決定したため、第2回本買付価格変更後の本新株予約権買付価格を、第2回本買付価格変更後の本公開買付価格と本新株予約権の対象者株式1株当たりの行使価額との差額に当該本新株予約権1個の目的となる株式数(100株)を乗じた金額とすることとし、対象者株式1株当たりの行使価額との差額である725円に100株を乗じた金額である72,500円と決定いたしました。 公開買付者は、上記のとおり、本買付価格変更前の本公開買付価格を基に本買付価格変更前の本新株予約権買付価格を決定していることから、第三者算定機関からの算定書や意見(フェアネス・オピニオン)は取得していません。また、公開買付者は、本買付価格変更後の本新株予約権買付価格を決定するに際しても、第三者算定機関からの株式価値算定書や意見(フェアネス・オピニオン)は取得していません。また、公開買付者は、第2回本買付価格変更後の本新株予約権買付価格を決定するに際しても、第三者算定機関からの株式価値算定書や意見(フェアネス・オピニオン)は取得していません。
算定の経緯	(本公開買付価格及び本新株予約権買付価格の決定に至る経緯) <前略> また、公開買付者は、本公開買付価格(1,150円)は、対象者及び本特別委員会との間の複数回にわたる協議・交渉を経て合意した公正・妥当な価格であると考えておりましたが、対象者の株主の皆様による本公開買付けの応募状況及び今後の応募の見通しを総合的に勘案し、対象者の株主の皆様には本買付価格変更前の本公開買付価格より高い金額での売却機会を提供し、本公開買付けの成立可能性を高めるため、2025年1月17日付で、本買付価格変更を決定いたしました。また、公開買付者は、公開買付期間を2024年11月15日から2025年1月17日まで(40営業日)と定めておりましたが、本買付価格変更を決定したことに伴う本書の訂正届出書の提出により、法令に基づき、公開買付期間を当該訂正届出書の提出日である2025年1月17日から起算して11営業日を経過した日に当たる2025年2月3日まで延長することといたしました。本公開買付けの公表日である2024年11月14日の前営業日である2024年11月13日の東京証券取引所プライム市場における対象者株式の終値806円に対して55.09%、同日までの直近1か月間の終値単純平均値807円に対して54.89%、同日までの直近3か月間の終値単純平均値802円に対して55.86%、同日までの直近6か月間の終値単純平均値825円に対して51.52%のプレミアムを付した価格となっていることを踏まえると、公開買付者としては、本買付価格変更後の本公開買付価格(1,250円)は、対象者株式の合理的な売却の機会を対象者の株主の皆様に対して提供するものであると考えております。

その後、本買付価格変更を決定した後、対象者の筆頭株主であるトライヴィスタは、1月21日付プレスリリースにおいて、2025年1月21日時点の本公開買付価格(1株あたり1,250円)に賛同せず、本公開買付けに対して、同社が保有する対象者株式(所有株式数:7,104,900株、所有割合:18.24%)の応募を見合わせる方針である旨、及び同日時点の本公開買付価格(1株あたり1,250円)は、依然として対象者の本源的価値を下回るものであり、対象者の株主共同の利益に資さないものである旨を公表しております。公開買付者は、1月21日付プレスリリースの公表を受けて、引き続き対象者の株主の皆様による本公開買付けへの応募状況及び今後の応募の見通しを注視しつつ、どのような対応を行うべきか検討して参りました。公開買付者としては、仮に本公開買付けが不成立となれば、対象者の株主が、本公開買付け開始前の対象者株式の市場価格にプレミアムの付された本公開買付価格での売却機会を失うこととなり、対象者の株主の共同の利益に資さない結果となるものと考えております。また、上記「3 買付け等の目的」の「(2) 本公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程、並びに本公開買付け後の経営方針」の「① 公開買付者が本公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程」及び「③ 本公開買付け後の経営方針」に記載の各施策を早期に実施することが対象者の企業価値向上の観点から重要であるとされており、本公開買付けの成立の時期が遅延することは対象者の事業運営にネガティブな影響を生じさせかねないと考えております。公開買付者は、本買付価格変更前の本公開買付価格(1株あたり1,150円)は、対象者及び本特別委員会との間の複数回にわたる協議・交渉を経て合意した公正・妥当な価格であると考えていたことに加えて、本買付価格変更により本公開買付価格を1,250円に引き上げており、対象者の株主の皆様にとって魅力的な提案であると考えておりますが、上記のトライヴィスタによる指摘も踏まえて、対象者の株主の皆様は第2回本買付価格変更前の本公開買付価格より高い金額での売却機会を提供することにより、早期に本公開買付けを成立させることが対象者の企業価値の向上及び株主共同の利益に資すると考え、2025年3月4日付で、第2回本買付価格変更を決定いたしました。また、公開買付者は、公開買付期間を2024年11月15日から2025年3月4日まで(70営業日)と定めておりましたが、第2回本買付価格変更を決定したことに伴う本書の訂正届出書の提出により、法令に基づき、公開買付期間を当該訂正届出書の提出日である2025年3月4日から起算して10営業日を経過した日に当たる2025年3月18日まで延長することといたしました。第2回本買付価格変更後の本公開買付価格(1,275円)は、本公開買付けの公表日である2024年11月14日の前営業日である2024年11月13日の東京証券取引所プライム市場における対象者株式の終値806円に対して58.19%、同日までの直近1か月間の終値単純平均値807円に対して57.99%、同日までの直近3か月間の終値単純平均値802円に対して58.98%、同日までの直近6か月間の終値単純平均値825円に対して54.55%のプレミアムを付した価格となっていることを踏まえると、公開買付者としては、第2回本買付価格変更後の本公開買付価格(1,275円)は、対象者株式の合理的な売却の機会を対象者の株主の皆様に対して提供するものであると考えております。

5 【買付け等を行った後における株券等所有割合】

(訂正前)

区分	議決権の数
買付予定の株券等に係る議決権の数(個)(a)	389,581
aのうち潜在株券等に係る議決権の数(個)(b)	7,172
bのうち株券の権利を表示する株券等信託受益証券及び株券等預託証券に係る議決権の数(個)(c)	—
公開買付者の所有株券等に係る議決権の数(2025年2月17日現在)(個)(d)	—
dのうち潜在株券等に係る議決権の数(個)(e)	—
eのうち株券の権利を表示する株券等信託受益証券及び株券等預託証券に係る議決権の数(個)(f)	—
特別関係者の所有株券等に係る議決権の数(2025年2月17日現在)(個)(g)	44,910
gのうち潜在株券等に係る議決権の数(個)(h)	—
hのうち株券の権利を表示する株券等信託受益証券及び株券等預託証券に係る議決権の数(個)(i)	—
対象者の総株主等の議決権の数(2024年6月30日現在)(個)(j)	382,331
買付予定の株券等に係る議決権の数の総株主等の議決権の数の占める割合(a/j)(%)	100.00
買付け等を行った後における株券等所有割合 $((a+d+g)/(j+(b-c)+(e-f)+(h-i)) \times 100)(\%)$	100.00

<中略>

(注3) 「特別関係者の所有株券等に係る議決権の数(2025年2月17日現在)(個)(g)」は、各特別関係者(ただし、特別関係者のうち法第27条の2第1項各号における株券等所有割合の計算において府令第3条第2項第1号に基づき特別関係者から除外される者を除きます。)が所有する株券等に係る議決権の数の合計を記載しております。ただし、本公開買付けにおいては、特別関係者が所有する株券等についても買付け等の対象としているため、「買付け等を行った後における株券等所有割合」の計算においては、「特別関係者の所有株券等に係る議決権の数(2025年2月17日現在)(個)(g)」を分子に加算しておりません。

<後略>

(訂正後)

区分	議決権の数
買付予定の株券等に係る議決権の数(個)(a)	389,581
aのうち潜在株券等に係る議決権の数(個)(b)	7,172
bのうち株券の権利を表示する株券等信託受益証券及び株券等預託証券に係る議決権の数(個)(c)	—
公開買付者の所有株券等に係る議決権の数(2025年3月4日現在)(個)(d)	—
dのうち潜在株券等に係る議決権の数(個)(e)	—
eのうち株券の権利を表示する株券等信託受益証券及び株券等預託証券に係る議決権の数(個)(f)	—
特別関係者の所有株券等に係る議決権の数(2025年3月4日現在)(個)(g)	92,210
gのうち潜在株券等に係る議決権の数(個)(h)	—
hのうち株券の権利を表示する株券等信託受益証券及び株券等預託証券に係る議決権の数(個)(i)	—
対象者の総株主等の議決権の数(2024年6月30日現在)(個)(j)	382,331
買付予定の株券等に係る議決権の数の総株主等の議決権の数に占める割合(a/j)(%)	100.00
買付け等を行った後における株券等所有割合 ((a+d+g)/(j+(b-c)+(e-f)+(h-i))×100)(%)	100.00

<中略>

(注3) 「特別関係者の所有株券等に係る議決権の数(2025年3月4日現在)(個)(g)」は、各特別関係者(ただし、特別関係者のうち法第27条の2第1項各号における株券等所有割合の計算において府令第3条第2項第1号に基づき特別関係者から除外される者を除きます。)が所有する株券等に係る議決権の数の合計を記載しております。ただし、本公開買付けにおいては、特別関係者が所有する株券等についても買付け等の対象としているため、「買付け等を行った後における株券等所有割合」の計算においては、「特別関係者の所有株券等に係る議決権の数(2025年3月4日現在)(個)(g)」を分子に加算しておりません。

<後略>

8 【買付け等に要する資金】

(1) 【買付け等に要する資金等】

(訂正前)

買付代金(円)(a)	48,697,706,250
金銭以外の対価の種類	—
金銭以外の対価の総額	—
買付手数料(b)	115,000,000
その他(c)	25,956,000
合計(a)+(b)+(c)	48,838,662,250

(注1) 「買付代金(円)(a)」欄には、本公開買付けにおける買付予定数(38,958,165株)に、本公開買付価格(1,250円)を乗じた金額を記載しております。

(注2) 「買付手数料(b)」欄には、公開買付代理人に支払う手数料の見積額を記載しております。

(注3) 「その他(c)」欄には、本公開買付けに関する公告に要する費用及び公開買付説明書その他必要書類の印刷費その他諸費用につき、その見積額を記載しております。

(注4) 上記金額には消費税等は含まれておりません。

(注5) その他公開買付代理人に支払われる諸経費及び弁護士報酬等がありますが、その額は本公開買付け終了後まで未定です。

(訂正後)

買付代金(円)(a)	49,671,660,375
金銭以外の対価の種類	—
金銭以外の対価の総額	—
買付手数料(b)	115,000,000
その他(c)	28,724,000
合計(a)+(b)+(c)	49,815,384,375

(注1) 「買付代金(円)(a)」欄には、本公開買付けにおける買付予定数(38,958,165株)に、本公開買付価格(1,275円)を乗じた金額を記載しております。

(注2) 「買付手数料(b)」欄には、公開買付代理人に支払う手数料の見積額を記載しております。

(注3) 「その他(c)」欄には、本公開買付けに関する公告に要する費用及び公開買付説明書その他必要書類の印刷費その他諸費用につき、その見積額を記載しております。

(注4) 上記金額には消費税等は含まれておりません。

(注5) その他公開買付代理人に支払われる諸経費及び弁護士報酬等がありますが、その額は本公開買付け終了後まで未定です。

(2) 【買付け等に要する資金に充当しうる預金又は借入金等】

④ 【その他資金調達方法】

(訂正前)

内容	金額(千円)
公開買付者親会社による公開買付者の普通株式の第三者割当の引受けによる出資	35,000,000
計(d)	35,000,000

(注1) 公開買付者は、上記金額に相当する出資の裏付けとして、2025年1月17日付で、公開買付者親会社より、公開買付者に対して35,000,000千円を限度として出資を行う用意がある旨の出資証明書を取得しております。公開買付者親会社は、2025年1月17日付で、TJ Midco Holding Limitedより、公開買付者親会社に対して35,000,000千円を限度として出資を行う用意がある旨の出資証明書を取得しております。TJ Midco Holding Limitedは、2025年1月17日付で、TJ Group Holding Limitedより、TJ Midco Holding Limitedに対して

35,000,000千円を限度として出資を行う用意がある旨の出資証明書を取得しております。TJ Group Holding Limitedは、2025年1月17日付で、CVC Capital Partners Asia VI (A) L.P.、CVC Capital Partners Investment Asia VI L.P.、及びCVC Capital Partners Asia VI (B) SCSpより、TJ Group Holding Limited に対して合計35,000,000千円を限度として出資を行う用意がある旨の出資証明書を取得しております。

(訂正後)

内容	金額(千円)
公開買付者親会社による公開買付者の普通株式の第三者割当の引受けによる出資	<u>36,000,000</u>
計(d)	<u>36,000,000</u>

(注1) 公開買付者は、上記金額に相当する出資の裏付けとして、2025年3月4日付で、公開買付者親会社より、公開買付者に対して36,000,000千円を限度として出資を行う用意がある旨の出資証明書を取得しております。公開買付者親会社は、2025年3月4日付で、TJ Midco Holding Limitedより、公開買付者親会社に対して36,000,000千円を限度として出資を行う用意がある旨の出資証明書を取得しております。TJ Midco Holding Limitedは、2025年3月4日付で、TJ Group Holding Limitedより、TJ Midco Holding Limitedに対して36,000,000千円を限度として出資を行う用意がある旨の出資証明書を取得しております。TJ Group Holding Limitedは、2025年3月4日付で、CVC Capital Partners Asia VI (A) L.P.、CVC Capital Partners Investment Asia VI L.P.、及びCVC Capital Partners Asia VI (B) SCSpより、TJ Group Holding Limited に対して合計36,000,000千円を限度として出資を行う用意がある旨の出資証明書を取得しております。

⑤ 【買付け等に要する資金に充当しうる預金又は借入金等の合計】

(訂正前)

85,000,000千円((a)+(b)+(c)+(d))

(訂正後)

86,000,000千円((a)+(b)+(c)+(d))

10 【決済の方法】

(2) 【決済の開始日】

(訂正前)

2025年3月11日(火曜日)

(訂正後)

2025年3月26日(水曜日)

第2 【公開買付者の状況】

1 【会社の場合】

(1) 【会社の概要】

③ 【資本金の額及び発行済株式の総数】

(訂正前)

2024年11月15日現在

資本金の額	発行済株式の総数
10,000円	300,000,000株

(注) 公開買付者は、上記「第1 公開買付要項」の「8 買付け等に要する資金」の「(2) 買付け等に要する資金に充当しうる預金又は借入金等」の「④ その他資金調達方法」に記載のとおり、本公開買付けの決済の開始日の1営業日前までに、公開買付者親会社から35,000,000,000円を上限とした出資を受ける予定であり、当該出資により、公開買付者の資本金の額及び発行済株式の総数が増加する予定です。

(訂正後)

2024年11月15日現在

資本金の額	発行済株式の総数
10,000円	300,000,000株

(注) 公開買付者は、上記「第1 公開買付要項」の「8 買付け等に要する資金」の「(2) 買付け等に要する資金に充当しうる預金又は借入金等」の「④ その他資金調達方法」に記載のとおり、本公開買付けの決済の開始日の1営業日前までに、公開買付者親会社から36,000,000,000円を上限とした出資を受ける予定であり、当該出資により、公開買付者の資本金の額及び発行済株式の総数が増加する予定です。

第3 【公開買付者及びその特別関係者による株券等の所有状況及び取引状況】

1 【株券等の所有状況】

(1) 【公開買付者及び特別関係者による株券等の所有状況の合計】

(訂正前)

(2025年2月17日現在)

	所有する株券等の数	令第7条第1項第2号 に該当する株券等の数	令第7条第1項第3号 に該当する株券等の数
株券	44,910(個)	—(個)	二(個)
新株予約権証券	—	—	—
新株予約権付社債券	—	—	—
株券等信託受益証券()	—	—	—
株券等預託証券()	—	—	—
合計	44,910	—	二
所有株券等の合計数	44,910	—	二
(所有潜在株券等の合計数)	(一)	—	—

(訂正後)

(2025年3月4日現在)

	所有する株券等の数	令第7条第1項第2号 に該当する株券等の数	令第7条第1項第3号 に該当する株券等の数
株券	44,910(個)	—(個)	<u>47,300</u> (個)
新株予約権証券	—	—	—
新株予約権付社債券	—	—	—
株券等信託受益証券()	—	—	—
株券等預託証券()	—	—	—
合計	44,910	—	<u>47,300</u>
所有株券等の合計数	44,910	—	<u>47,300</u>
(所有潜在株券等の合計数)	(一)	—	—

(3) 【特別関係者による株券等の所有状況（特別関係者合計）】

(訂正前)

(2025年2月17日現在)

	所有する株券等の数	令第7条第1項第2号 に該当する株券等の数	令第7条第1項第3号 に該当する株券等の数
株券	44,910(個)	—(個)	二(個)
新株予約権証券	—	—	—
新株予約権付社債券	—	—	—
株券等信託受益証券()	—	—	—
株券等預託証券()	—	—	—
合計	44,910	—	二
所有株券等の合計数	44,910	—	二
(所有潜在株券等の合計数)	(一)	—	—

(訂正後)

(2025年3月4日現在)

	所有する株券等の数	令第7条第1項第2号 に該当する株券等の数	令第7条第1項第3号 に該当する株券等の数
株券	44,910(個)	—(個)	<u>47,300</u> (個)
新株予約権証券	—	—	—
新株予約権付社債券	—	—	—
株券等信託受益証券()	—	—	—
株券等預託証券()	—	—	—
合計	44,910	—	<u>47,300</u>
所有株券等の合計数	44,910	—	<u>47,300</u>
(所有潜在株券等の合計数)	(一)	—	—

(4) 【特別関係者による株券等の所有状況（特別関係者ごとの内訳）】

(訂正前)

① 【特別関係者】

<中略>

② 【所有株券等の数】

<後略>

(訂正後)

① 【特別関係者】

<中略>

(2025年3月4日現在)

氏名又は名称	Grantham, Mayo, Van Otterloo & Co. LLC
住所又は所在地	53 State Street, Floor 33, Boston, MA 02109, United States
職業又は事業の内容	投資顧問業
連絡先	連絡者 Kevin O'Brien 連絡場所 53 State Street, Floor 33, Boston, MA 02109, United States 電話番号 617-330-7500
公開買付者との関係	公開買付者との間で共同して対象者の株券等を取得することを合意している者

(注) Grantham, Mayo, Van Otterloo & Co. LLCは、対象者の株券等を直接取得することは予定しておりませんが、本公開買付けの成立を条件として、その関連事業体を通じて、本再出資先に対して本再出資(GMO)を行うことを予定していることから、公開買付者との間で共同して対象者の株券等を取得することを合意している者に該当する可能性があると判断し、特別関係者として記載しております。

② 【所有株券等の数】

<中略>

Grantham, Mayo, Van Otterloo & Co. LLC

(2025年3月4日現在)

	所有する株券等の数	令第7条第1項第2号に該当する株券等の数	令第7条第1項第3号に該当する株券等の数
株券	一(個)	一(個)	47,300(個)
新株予約権証券	二	二	二
新株予約権付社債券	二	二	二
株券等信託受益証券()	二	二	二
株券等預託証券()	二	二	二
合計	二	二	47,300
所有株券等の合計数	二	二	47,300
(所有潜在株券等の合計数)	(一)	二	二

3 【当該株券等に関して締結されている重要な契約】

(訂正前)

公開買付者は、2025年2月17日付で、各本応募合意株主との間で、本応募契約をそれぞれ締結し、本応募合意株主は、所有する対象者株式の全て(所有株式数の合計：4,491,000株、所有割合の合計：11.53%)について、本公開買付けに応募する旨の合意をしております。

詳細については、上記「第1 公開買付要項」の「3 買付け等の目的」の「(6) 本公開買付けに係る重要な合意に関する事項」をご参照ください。

(訂正後)

公開買付者は、2025年2月17日付で、各本応募合意株主(2025年2月17日)との間で、本応募契約(2025年2月17日)をそれぞれ締結し、本応募合意株主(2025年2月17日)は、所有する対象者株式の全て(所有株式数の合計：4,491,000株、所有割合の合計：11.53%)について、本公開買付けに応募する旨の合意をしております。

また、公開買付者は、2025年3月4日付で、GMOとの間で、本応募契約(GMO)を締結し、GMOは、所有する対象者株式の全て(所有株式数：4,730,000株、所有割合：12.14%)について、本公開買付けに応募する旨の合意をしております。

詳細については、上記「第1 公開買付要項」の「3 買付け等の目的」の「(6) 本公開買付けに係る重要な合意に関する事項」をご参照ください。

第4 【公開買付者と対象者との取引等】

2 【公開買付者と対象者又はその役員との間の合意の有無及び内容】

(1) 公開買付者と対象者との間の合意の有無及び内容

(訂正前)

<前略>

また、2025年1月17日付対象者プレスリリースによれば、対象者は、2025年1月17日開催の取締役会において、上記「(2) 本公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程、並びに本公開買付け後の経営方針」の「② 対象者が本公開買付けに賛同するに至った意思決定の過程及び理由」に記載の根拠及び理由に基づき、本公開買付けへの賛同の意見を表明するとともに、対象者の株主及び本新株予約権者の皆様に対して、本公開買付けへの応募を推奨する旨の意見を維持することを決議したとのことです。

詳細については、対象者プレスリリース、2025年1月17日付対象者プレスリリース及び上記「第1 公開買付要項」の「3 買付け等の目的」の「(3)本公開買付価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等、本公開買付けの公正性を担保するための措置」の「④ 対象者における利害関係を有しない取締役全員の承認」をご参照ください。

(訂正後)

<前略>

また、2025年1月17日付対象者プレスリリースによれば、対象者は、2025年1月17日開催の取締役会において、上記「(2) 本公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程、並びに本公開買付け後の経営方針」の「② 対象者が本公開買付けに賛同するに至った意思決定の過程及び理由」に記載の根拠及び理由に基づき、本公開買付けへの賛同の意見を表明するとともに、対象者の株主及び本新株予約権者の皆様に対して、本公開買付けへの応募を推奨する旨の意見を維持することを決議したとのことです。

また、対象者が2025年2月17日付で公表した「(変更)「TJ1株式会社による当社株式等に対する公開買付けに関する賛同の意見表明及び応募推奨のお知らせ」の一部変更について」(以下「2025年2月17日付対象者プレスリリース」といいます。))によれば、対象者は、2025年2月17日開催の取締役会において、上記「(2) 本公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程、並びに本公開買付け後の経営方針」の「② 対象者が本公開買付けに賛同するに至った意思決定の過程及び理由」に記載の根拠及び理由に基づき、本公開買付けへの賛同の意見を表明するとともに、対象者の株主及び本新株予約権者の皆様に対して、本公開買付けへの応募を推奨する旨の意見を維持することを決議したとのことです。

また、2025年3月4日付対象者プレスリリースによれば、対象者は、2025年3月4日開催の取締役会において、上記「(2) 本公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程、並びに本公開買付け後の経営方針」の「② 対象者が本公開買付けに賛同するに至った意思決定の過程及び理由」に記載の根拠及び理由に基づき、本公開買付けへの賛同の意見を表明するとともに、対象者の株主及び本新株予約権者の皆様に対して、本公開買付けへの応募を推奨する旨の意見を維持することを決議したとのことです。

詳細については、対象者プレスリリース、2025年1月17日付対象者プレスリリース、2025年2月17日付対象者プレスリリース、2025年3月4日付対象者プレスリリース及び上記「第1 公開買付要項」の「3 買付け等の目的」の「(3) 本公開買付価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等、本公開買付けの公正性を担保するための措置」の「④ 対象者における利害関係を有しない取締役全員の承認」をご参照ください。

II 公開買付届出書の添付書類

1 公開買付条件等の変更の公告

公開買付者は、本公開買付けについて、買付条件等の変更を行ったため、2025年3月4日付で「公開買付条件等の変更の公告」の電子公告を行いました。当該「公開買付条件等の変更の公告」を2024年11月15日付公開買付開始公告の変更として本公開買付届出書の訂正届出書に添付いたします。なお、「公開買付条件等の変更の公告」を行った旨は、日本経済新聞に遅滞なく掲載する予定です。

2 出資証明書

公開買付者は、本公開買付けについて買付条件等の変更を行ったことに伴い、公開買付者が取得した出資証明書に変更がありましたので、TJ Holding Limited、TJ Midco Holding Limited、TJ Group Holding Limited、CVC Capital Partners Asia VI (A) L.P.、CVC Capital Partners Investment Asia VI L.P.、及びCVC Capital Partners Asia VI (B) SCSpによる出資証明書を差し替えます。